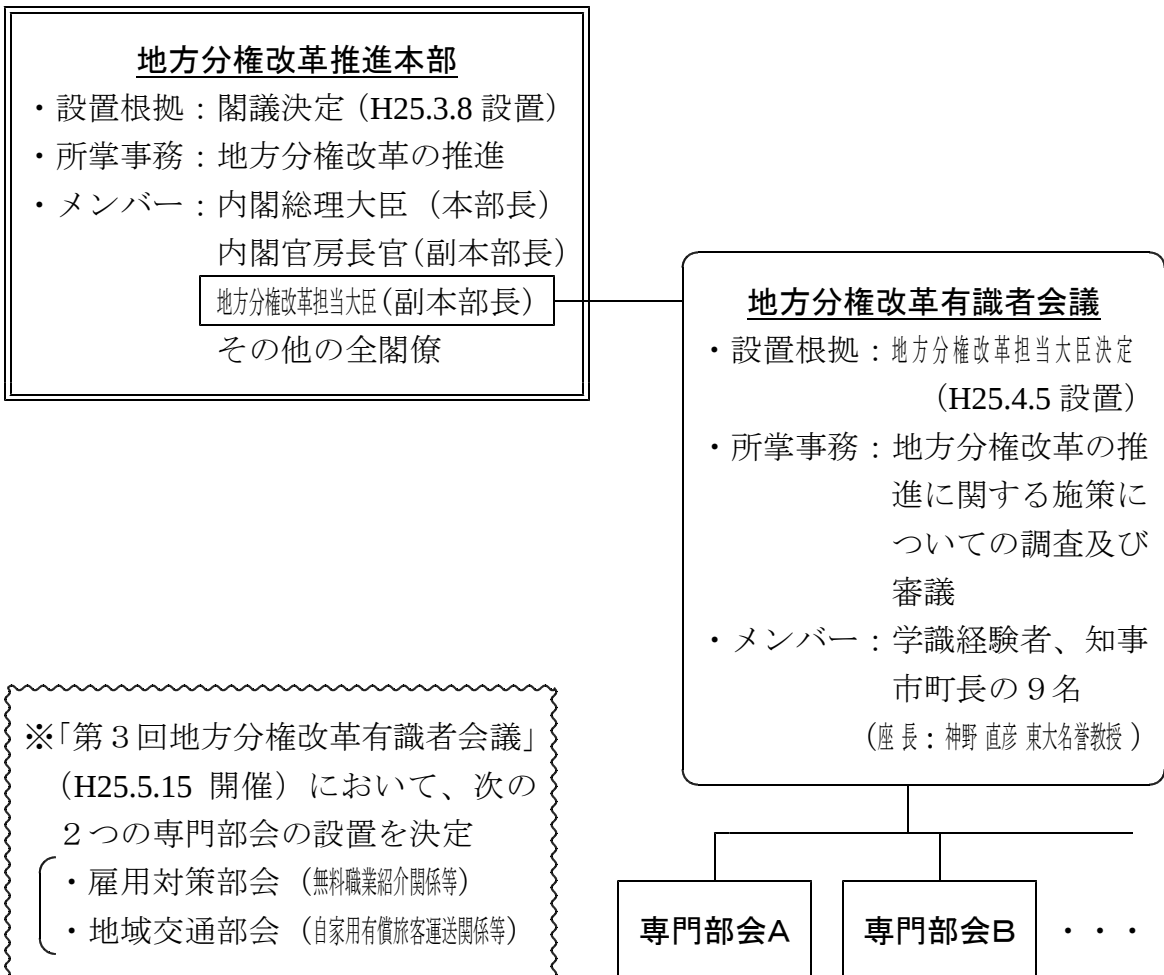


国から地方への事務・権限の移譲等に係る国の推進体制について

- 「地方分権改革推進本部」で政策を検討・決定
- 「地方分権改革有識者会議」による調査・審議
- テーマごとに専門部会を設け、客観的な評価・検討

【 国の推進体制イメージ 】



各府省の回答について

国から地方への事務・権限の移譲等に関する
各府省の回答の概要等（報告）

- 1 平成 25 年 4 月 16 日付けで各府省に依頼した検討の回答の概要を取りまとめたもの
- 2 検討対象は、
 - ① 平成 21 年の「出先機関改革に係る工程表」（地方分権改革推進本部決定）で見直すとされた事務・権限のうち、地方への移譲その他国と地方の役割分担の見直しに関するもの
 - ② 平成 22 年の各府省の見直しで地方に移譲するとされたもの
 - ③ 平成 23 年に全国知事会が特に移譲を要望した 3 分野の事務・権限等
 - ④ ①～③の他、各府省が移譲等の検討を行ったもの
- 3 回答では、下表のとおり、措置済みの事項を除く約 100 事項のうち 8 割が今後移譲等の見直しを行うとされている。

【各府省の回答（区分表）】

事務・権限の 事項数	区 分				
	A (地方自治体へ移譲するもの)		B (移譲以外の見 直しを行うもの)	C (国に残すも の)	D (既に必要な措 置が取られて いるもの)
	a (全国一律・一 斉に移譲するも の)	b (個々の地方自 治体の発意に 応じ選択的に 移譲するもの)			
1 2 6	5 5	1 7	8	2 1	2 9

(注) 事務・権限の事項数は、平成 22 年見直し時の事項をベースに整理している。また、一の事項で複数の区分が示されているものがあるため、事務・権限の事項数と区分の合計数とは一致しない。

- 4 今後、精査を行い、有識者会議等での議論を経て、移譲等の対象とする事務・権限について、地方分権改革推進本部において、夏頃を目途に一定の結論を出すことを目指す。

各府省の回答(一覧)

- 本資料は、各府省から提出された「事務・権限移譲等検討シート」のうち、「検討結果(事務・権限等の区分)」、「区分の理由等」及び「備考」を抜粋したもの。
 ○ 事務・権限名については、平成22年見直し時のものをベースとして整理しているが、今回の回答において変更がある場合は、変更後の事務・権限名を「→」以下に記載している。

<沖縄総合事務局>

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の 見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、 「A-b-①」とされたもの	(3)地方が 特に移譲 等を要望し たもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
1	振興開発計画の作成 及び推進、経済の振興 及び社会の開発に関 する施策に関する事務 (総務部)	平成23年度で終了 する沖縄振興計画の 見直しに当たって は、分権的視点を持 って取り組む。			D	沖縄は歴史的、地理的、社会的な特殊事情を抱えていることから、これまで政府は国の責務として、沖縄の振興を図ってきたところ。沖縄総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖縄の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。 沖縄における国の責任の在り方については、改正沖縄振興特別措置法(平成24年4月施行。平成34年3月までの時限立法)において、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するなど、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところであり、現在、改正法に基づき振興策を着実に実施しているところ。	
2	振興開発計画の作成 及び推進、経済の振興 及び社会の開発に関 する施策に関する事務 (財務部)				D	沖縄は歴史的、地理的、社会的な特殊事情を抱えていることから、これまで政府は国の責務として、沖縄の振興を図ってきたところ。沖縄総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖縄の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。 沖縄における国の責任の在り方については、改正沖縄振興特別措置法(平成24年4月施行。平成34年3月までの時限立法)において、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するなど、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところであり、現在、改正法に基づき振興策を着実に実施しているところ。	
3	振興開発計画の作成 及び推進、経済の振興 及び社会の開発に関 する施策に関する事務 (農林水産部)				D	沖縄は歴史的、地理的、社会的な特殊事情を抱えていることから、これまで政府は国の責務として、沖縄の振興を図ってきたところ。沖縄総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖縄の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。 沖縄における国の責任の在り方については、改正沖縄振興特別措置法(平成24年4月施行。平成34年3月までの時限立法)において、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するなど、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところであり、現在、改正法に基づき振興策を着実に実施しているところ。	
4	振興開発計画の作成 及び推進、経済の振興 及び社会の開発に関 する施策に関する事務 (経済産業部)				D	沖縄は歴史的、地理的、社会的な特殊事情を抱えていることから、これまで政府は国の責務として、沖縄の振興を図ってきたところ。沖縄総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖縄の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。 沖縄における国の責任の在り方については、改正沖縄振興特別措置法(平成24年4月施行。平成34年3月までの時限立法)において、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するなど、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところであり、現在、改正法に基づき振興策を着実に実施しているところ。	

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の 見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、 「A-b-①」とされたもの	(3)地方が 特に移譲 等を要望し たもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
5	振興開発計画の作成 及び推進、経済の振興 及び社会の開発に関 する施策に関する事務 (開発建設部)				D	沖縄は歴史的、地理的、社会的な特殊事情を抱えていることから、これまで政府は国の責務として、沖縄の振興を図ってきたところ。沖縄総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖縄の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。 沖縄における国の責任の在り方については、改正沖縄振興特別措置法(平成24年4月施行。平成34年3月までの時限立法)において、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するなど、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところであり、現在、改正法に基づき振興策を着実に実施しているところ。	
6	二級河川の改良工事、 維持又は修繕及び特 定多目的ダムの管理 の実施	平成23年度で終了 する沖縄振興特別措 置法の見直しに当 たっては、直轄事業 とし得る要件の明確 化等、国の役割を換 討するものとする。			D	沖縄は歴史的、地理的、社会的な特殊事情を抱えていることから、これまで政府は国の責務として、沖縄の振興を図ってきたところ。沖縄総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖縄の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。 沖縄における国の責任の在り方については、改正沖縄振興特別措置法(平成24年4月施行。平成34年3月までの時限立法)において、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するなど、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところ。 当該規定は、河川法に基づき、沖縄県知事が管理等を行うとの規定を踏まえた上で、県知事の申請があった場合には、国が二級河川の改良工事や特定多目的ダムの管理等を行うことができると規定したものであり、県の主体性は確保されている。このことは、今回の法改正の、県の主体性をより尊重するとの観点に、本来的に沿っているものである。 現在、改正法に基づき、振興策を着実に実施しているところであり、今後も県の意向も踏まえながら対応していくこととする。	
7	振興開発計画の作成 及び推進、経済の振興 及び社会の開発に関 する施策に関する事務 (運輸部)	平成23年度で終了 する沖縄振興計画の 見直しに当たって は、分権的視点を 持って取り組む。			D	沖縄は歴史的、地理的、社会的な特殊事情を抱えていることから、これまで政府は国の責務として、沖縄の振興を図ってきたところ。沖縄総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖縄の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。 沖縄における国の責任の在り方については、改正沖縄振興特別措置法(平成24年4月施行。平成34年3月までの時限立法)において、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するなど、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところであり、現在、改正法に基づき振興策を着実に実施しているところ。	

各府省の回答(一覧)

- 本資料は、各府省から提出された「事務・権限移譲等検討シート」のうち、「検討結果(事務・権限等の区分)」、「区分の理由等」及び「備考」を抜粋したもの。
○ 事務・権限名については、平成22年見直し時のものをベースとして整理しているが、今回の回答において変更がある場合は、変更後の事務・権限名を「→」以下に記載している。

<総合通信局>

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したもの	今回の各府省の回答	
					区分	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
1	無線通信等に関する一般消費者の利益の保護のための広報啓発、行政相談、指導等		A-b		A-b	総合通信局では、一般消費者から寄せられる電話などによる相談・問い合わせ等に対し、関係課へ直接入るもの以外に、全般相談として総合通信相談所という窓口において対応(総務部門の職員が他の業務と併行して実施)を行っている。相談・問い合わせ内容の多くは受信障害や無線局免許等の申請に係るものなど、電波監理に関するものが多く、特に高度な専門性が求められる内容に対して、迅速、効率的かつ的確に対処するためには、電波監理の専門部門において対応することが一般消費者の利益に合致すると考えられる。 一方、消費者にとっては、国民サービスに関する問い合わせ先が集約され、専門的な対応が可能な関係機関と連携した上で、省庁横断的な相談窓口が行政区域単位に存在することの利便性もある。このため、このような行政区域単位の横断的な窓口が消費者のために設けられる場合に、問い合わせ窓口に係る事務を個々の地方自治体の発意に応じ、他分野の権限移譲の状況や国民の利便性の観点に配慮した上で、選択的に移譲することは可能。
2	情報通信技術(ICT)に関する産学官連携(民間に対する助成)に関する事務		A-b		A-b	地域における情報通信技術の振興強化を図るためには、地域の大学、企業、自治体等からなる産学官の体制により、最先端の情報通信技術の研究開発や活用方策等の検討を行うとともに、その成果を広く展開する取組が有効と考えられる。 地方総合通信局では、これまでも地域における最先端技術に対する固有のニーズや技術開発のシーズ等についての把握や、連携のための関係者間との連絡調整、地域の実情に適した研究開発テーマや情報通信技術の活用方策等のほか、セミナー等を通じた周知などにも取り組んでいる。 しかし、地域の課題解決を目指し、地域における情報通信分野の研究テーマの発掘や研究開発、地元の大学、企業等が参画する実験プロジェクトや連携体制の強化の取組については、地域におけるニーズやシーズを踏まえ、地方自治体で実施することでその成果・効果が高まることも考えられるため、地域内での産学官連携推進の取組について、個々の地方自治体の発意があれば、他分野の事務・権限移譲の状況や国民の利便性の観点に配慮した上で、移譲することが可能と考えられる。 なお、情報通信技術の産学官連携に関する事務のうち、民間に対する助成事務は現在実施していない。
3	情報通信技術(ICT)に関する研究開発(国の委託研究)に関する事務		A-b		A-b	本委託研究は、情報通信技術分野の戦略的な研究開発テーマに関し、国際競争力の強化や国民の安心・安全の確保、若手研究者の育成などへの貢献が期待される独創性、新規性の高い研究開発のうち、特に、地域固有の課題解決や地場産業の振興・創出など地域活性化のために、地域に密着した大学や、地域の中小・中堅企業等の研究開発を支援するものである。 委託研究テーマは、全国各地の企業・大学等からの研究開発提案を外部有識者の意見も参照しつつ、国として実施すべきICT分野の基盤となる技術を確認するために必要な研究開発課題として選定される。その際、総合通信局等においては、地域の企業・大学等の利便性を確保するとともに、研究開発執行業務の効率化を図るため、本省が行う研究開発課題の採択結果に従い、委託先となる大学、民間企業等との委託契約や窓口業務に関し、庶務的事務のみを実施している。 なお、契約等にあたっての庶務的業務においては、委託契約にあたっての研究計画の確認や経理検査時における研究実施内容と経費支出の整合性の確認等の際、最先端のICT分野の技術に精通した専門知識を有する職員の配置が不可欠である。 こうした専門的知識を有する職員が自治体に配置されることを前提に、他分野の事務・権限移譲の状況や国民の利便性の観点に配慮した上で、これら庶務的業務について自治体の発意に応じて移譲することが可能である。

No	事務・権限 名	(1)「工程 表」の移 譲等の見 直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A- a」、「A-b-①」とされたもの、	(3)地方が 特に移譲等 を要望したも の	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
4	情報通信 による地 域振興等 (地方自 治体に対 する助 成)		各々の地域でのICT導入な どは地方自治体が自ら実施 することとする。ただし、先 進的ICTの利活用のための 標準仕様の策定などは、国 が行うべき事務であり引き 続き国が実施する。		A-b (※)詳 細につ いて は、右 記参照	上記①(情報通信基盤の整備及び公共分野におけるICT 利活用の促進の実施に際しての申請書類の受付・形式審査)及び②(複数の市町村域・県域にまたがるICT 利活用を推進するための、ICT 導入の標準仕様策定に向けた支援事務)の事務に係る助成事業は、いずれも本省の予算により実施しており、かつ①の事務に係る助成のうち情報通信基盤の整備は平成21 年度予算に係る事業をもって廃止された。 他方、知事会PTからは「情報通信による地域振興等(地方自治体に対する助成)」については、廃止・民営化すべきとの要望がなされており、その要望内容を具体的に精査する必要があるものの、出先機関が担っている事務を整理すると次のとおりである。 (総論) ○ブロードバンド整備とその利活用の促進は、他の主要国と同様、国において推進すべきものである。 ○また、広域におけるICT利活用標準仕様等の全国普及を図るに当たっては、活用可能な事業者のネットワークや電波事情等を熟知しつつ、ICT を通じた地域の課題解決の在り方とともに全国のICT 利活用事例を把握している国が関与することが適当。 (個別事務に関する補足) ①情報通信基盤の整備及び公共分野におけるICT 利活用の促進の実施に際しての申請書類の受付・形式審査 本事務は、国が進化的ICT の導入・利活用に係る委託事業等を実施するにあたって、国と事業主体の間での委託契約を締結等する際の申請・提案書類等の窓口での受付や書類具備・金額計算の確認といった形式審査の事務であり、事務内容は定型的で、かつ事務量が微少である。 また、本事務の内容は定型的なものであるが、形式審査のために必要な要綱を本省において策定しており、審査事務に当たる担当者は、要綱の内容を網羅的に把握しておくことが必要となる。 したがって、当該事務への対応のために、各地方自治体それぞれに所要の執行体制を整備することは、行政効率が非効率であると考えられることから、国において実施することが適切。 ②複数の市町村域・県域にまたがるICT 利活用を推進するための、ICT 導入の標準仕様策定に向けた支援事務 本事務は、国が効果的・効率的なICT 利活用の普及拡大の観点から、複数の市町村域・県域にまたがった広域連携によるICT 導入に係る標準仕様(有効性・安全性を含めた最適なICT 関連機器・システムの導入手法等)を策定するにあたって必要となる、事業主体への効果検証・分析調査に係る基礎的データの収集事務、学識者、ICT 関係事業者等幅広い主体からICT 技術面・人材面での意見・アドバイス等を聴取する際の連絡事務である。 事務内容は定型的で、かつ事務量が微少であるため、当該事務への対応のために、各地方それぞれに所要の執行体制を整備することは、行政効率が非効率であると考えられることから、国において実施することが適切。 ③これまでの事業主体に対する会計検査院の実地検査対応 本事務は、これまでの国の事業に係る会計検査の対応であり、場合によっては補助金の返還(行政処分)や委託金の減額にも及ぶ可能性もあることから、事業主体に対して、ICT 機器・システムの調達方法、財産管理・処分方法など、補助金適正化法やこれまでの会計検査院の指摘事項などを踏まえた専門的なアドバイス・フォローが必要となる。 また、先進的ICT の導入に係る事業が検査対象となる場合、会計検査院の質問も専門領域に及ぶことが考えられ、これに対応するためには、ICT 専門家・事業者等と迅速かつ適切な情報共有・相談などを行える、ICT 機器・システムの機能・特性を熟知した専門人材が不可欠である。 以上のことから、当該会計検査に備えて、各地方自治体それぞれに所要の執行体制を整備することは行政効率が非効率であると考えられることから、国において実施することが適切。	

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
5	情報通信に関する広報啓発・相談(セミナー開催等)(対民間)		A-b-①		A-b (※)詳細については、右記参照	民間向けの情報通信に関する広報啓発・相談(セミナー開催等)については、一般的なICT導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策や優良事例等の各ブロック内地方自治体への更なる周知・啓発については自治体が担い、国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的なICT導入に係る相談・アドバイス等に関するものは国自らが周知する必要があると考えられる。その理由は次のとおりである。 ① 一般的なICT導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策や優良事例等の各ブロック内民間団体への更なる周知・啓発 その有効性・安全性が十分に確立されている一般的なICTを中心として、その導入が十分に進んでいない民間団体に対する、相談・アドバイス、国から入手したICT利活用に関する公表情報(支援策、優良事例等)の更なる周知・啓発(セミナー・シンポジウム等)の実施については、積極的・先端的にICT利活用に取り組んで成果を上げている地方自治体において実施することが適切。 ② 国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的なICT導入に係る相談・アドバイス等 技術革新の著しい情報通信分野に関しては、最新の動向をフォローすることが重要であり、例えば、電子政府・電子自治体、セキュリティ・安心・安全分野、先進的なICTの利活用等に関する国による最新の施策については、国において周知・啓発を行うことが適切。	
6	情報通信に関する広報啓発・相談(セミナー開催等)(対地方自治体)		A-b-①		A-b (※)詳細については、右記参照	自治体向けの情報通信に関する広報啓発・相談(セミナー開催等)については、一般的なICT導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策や優良事例等の各ブロック内地方自治体への更なる周知・啓発については自治体が担い、国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的なICT導入に係る相談・アドバイス等に関するものは国自らが自治体に周知する必要があると考えられる。その理由は次のとおりである。 ① 一般的なICT導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策や優良事例等の各ブロック内地方自治体への更なる周知・啓発 その有効性・安全性が十分に確立されている一般的なICTを中心として、その導入が十分に進んでいない地方自治体に対する、相談・アドバイス、国から入手したICT利活用に関する公表情報(支援策、優良事例等)の更なる周知・啓発(セミナー・シンポジウム等)の実施については、積極的・先端的にICT利活用に取り組んで成果を上げている地方自治体において実施することが適切。 ② 国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的なICT導入に係る相談・アドバイス等 技術革新の著しい情報通信分野に関しては、最新の動向をフォローすることが重要であり、例えば、電子政府・電子自治体、セキュリティ・安心・安全分野、先進的なICTの利活用等に関する国による最新の施策については、国で周知・啓発を行うのが適切。 仮に、地方自治体ごとに情報通信分野の動向の把握度合いが異なり、その対応に相違が生じた場合、地域によっては、安全水準が異なる事態を招きかねないことから、国による最新の施策については、国において周知・啓発を行うことが適切。	

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したものの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
7	ケーブルテレビ等の許認可等		※「小規模共聴施設(～500端子。区域外再放送を行う場合を除く。)」については、技術基準適合維持の義務がなく立入検査が不要なことなどから、地方自治体に移譲することが可能であると考ええる。なお、国民が等しく視聴機会を得られるようにすることに国が一定の役割を果たす必要があるかどうか等について、法令上の検討がさらに必要であると考ええる。		A-b (※)詳細については、右記参照	1 ケーブルテレビ等に関する事務は、近年特に通信・放送の技術・制度に精通した専門性が必要となっている。その業務は引き続き本省指揮の下、国による一様の規律を要する事務である。 2 しかしながら、地域の実情や住民のニーズ等を反映し得る「ケーブルテレビ等の許認可等」の事務の一部については、他分野の事務・権限移譲の状況や国民の利便性の観点に配慮した上で、国による統一的判断基準等を策定するなどして、地方自治体に監督権限を委ねられるのではないかと考える。 3 具体的には「ケーブルテレビ等の許認可等」のうち、「小規模共聴施設(～500端子。区域外再放送を行う場合を除く。)」については、技術基準適合維持の義務がなく立入検査が不要なことなどから、地方自治体に移譲することが可能であると考ええる。 なお、国民が等しく視聴機会を得られるようにすることに国が一定の役割を果たす必要があるかどうか等について、法令上の検討がさらに必要であると考ええる。 また、事故発生時の迅速な対応を確保するためには、応急対応や再発防止・停止命令等に国が関与した方が合理的な場合があり得ることから、地方分権と齟齬を来さないようにしながらも国に一定の権限を留保すること等については、法令上の検討がさらに必要であると考ええる。	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等) 移譲するとして事務・権限について以上のとおり検討したが、「小規模共聴施設(～500端子。区域外再放送を行う場合を除く。)」について、 ・届け出られた業務について、届出内容の変更が適時適切になされるよう管理するとともに、無届けのまま不適切な事業が行われないう、きめ細かな周知・指導を行っていくなど、常に能動的対応が必要であること。 ・新たな建築物の構築等に伴う新たな難視について、届出事務の前段として小規模共聴施設を構築するか、高性能アンテナに対応するか、既存ケーブルテレビ事業者にサービス提供を求めるかといった専門性を要する総合的な相談が寄せられことが多いため、職員がノウハウを習得し、きめ細かく対応する必要があること。 等も含め、受信者保護に十分留意されたい。
8	信書便事業の監督		※単一の都道府県の域内に完結して事業を行う特定信書便事業者に係る監督事務(許認可、検査・報告徴求、事故発生時の応急対応、再発防止・改善命令等を含む)については、地方自治体に移譲することが可能と考える。 ただし、地方移譲にあたっては次の条件が満たされることが前提である。 (1)郵便・信書便法令は国が定める。 (2)「信書の秘密」を保障するための全国統一的な基準を国が策定し、これに基づき都道府県知事が監督業務を行うこととし、これを実現する制度的枠組みを整備する。 なお、事故発生時の迅速な対応を確保するためには、応急対応や再発防止・改善命令等に国が関与した方が合理的な場合があり得ることから、地域主権と齟齬を来さないようにしながらも国に一定の権限を留保すること等については、法令上の検討がさらに必要であると考ええる。		A-b (※)詳細については、右記参照	1 信書便事業は、国が確保すべき責務を負う郵便のユニバーサルサービスの提供を確保しつつ、憲法に規定する「信書の秘密」を保障し、信書送達分野に民間事業者を参入させるものであることから、その監督に係る制度設計は、郵便のユニバーサルサービスの提供確保と一体的に国が行うことが妥当であり、その業務は引き続き本省指揮の下、国による一様の規律を要する事務である。 2 しかしながら、地域密着型の事業展開(例えば、バイクや自転車のみを送達手段として3時間役務で展開する、地元自治体の公文書集配業務の受託のみを行う)の事業者に対する「信書便事業の許認可等」の事務の一部については、他分野の事務・権限移譲の状況や国民の利便性の観点に配慮した上で、国による統一的な判断基準等を策定する等して、地方自治体に監督権限を委ねられるのではないかと考える。 大型信書便役務や高付加価値役務を提供する者については、提供区域に法的な規制を設けていないことから、顧客のニーズに対応すべく、送達手段の追加や他の信書便事業者や運送事業者との事業協定・業務委託を通じて柔軟に広域・全国規模の配送網を構築することが可能である。したがって、都道府県単位での監督が容易ではないことと、信書便物の紛失・き損・誤配等の重大事故への迅速な対応のためには、信書の秘密の確保と郵便のユニバーサルサービス確保を一体的に国が行うという責務があることから、国が関与した方が合理的な場合があり得ることに留意する必要がある。 このため、地方分権と齟齬を来さないようにしながらも、国に一定の権限を留保すること等については、法令上の検討がさらに必要であると考ええる。	

各府省の回答(一覧)

- 本資料は、各府省から提出された「事務・権限移譲等検討シート」のうち、「検討結果(事務・権限等の区分)」、「区分の理由等」及び「備考」を抜粋したもの。
○ 事務・権限名については、平成22年見直し時のものをベースとして整理しているが、今回の回答において変更がある場合は、変更後の事務・権限名を「→」以下に記載している。

<法務局・地方法務局>

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
1	司法書士試験の実施		A-a		A-a	司法書士試験は、国家試験であるため、問題作成及び採点(試験委員の選任を含む。)、合格者の決定、受験手数料の額の決定等は、法務本省等において行う必要があるところ、試験申込受付、試験会場の確保、試験運営等の試験実施業務は、各法務局において行っているが、各地方自治体において試験実施業務を行うことができれば、試験会場数の増加(現在、司法書士試験については、筆記試験は全国50会場、口述試験は全国8会場で実施)により、受験者の利便性が格段に向上するほか、地方自治体が所有する施設等を試験会場とすれば、会場借料も不要になり、経費も削減できることが期待できる。	当該業務の移譲に当たっては、国家試験としての公平性を確保する観点から、現在行っている障害者等に対する特別措置、遅刻した受験者への対応、時間延長の措置等に関して全国統一した運用を確保することを条件とする。
2	土地家屋調査士試験の実施		A-a		A-a	土地家屋調査士試験は、国家試験であるため、問題作成及び採点(試験委員の選任を含む。)、合格者の決定、受験手数料の額の決定等は、法務本省等において行う必要があるところ、試験申込受付、試験会場の確保、試験運営等の試験実施業務は、各法務局において行っているが、各地方自治体において試験実施業務を行うことができれば、試験会場数の増加(現在、土地家屋調査士試験については、筆記試験は全国9会場、口述試験は全国8会場で実施)により、受験者の利便性が格段に向上するほか、地方自治体が所有する施設等を試験会場とすれば、会場借料も不要になり、経費も削減できることが期待できる。	当該業務の移譲に当たっては、国家試験としての公平性を確保する観点から、現在行っている障害者等に対する特別措置、遅刻した受験者への対応、時間延長の措置等に関して全国統一した運用を確保することを条件とする。

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したもの	今回の各府省の回答	
					区分	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
3	人権擁護に関する事務 →1 人権擁護に関する諸事務のうち、人権擁護委員の委嘱に関する事務 2 人権擁護に関する諸事務のうち、人権啓発活動地方委託事業の中のネットワーク事業を除く事務		A-a ※人権擁護委員の委嘱に関する事務については、全国の地方自治体に一律・一斉に事務権限を移譲するが(A-a)、その前提として、法務大臣の委嘱に当たって適切な判断がされ、適任者を確保できるようにするため、十分な判断資料の提供等がされる仕組みの検討が必要。 また、人権啓発活動地方委託事業については、ネットワーク事業を除き、全国の地方自治体に一律・一斉に事務権限を移譲する(A-a)が、啓発活動を確保するための方策の検討が必要。		A-a	人権啓発活動地方委託事業の中のネットワーク事業を除く事務について国が都道府県及び政令指定都市に対し委託を行い、都道府県が必要に応じて、市町村に再委託を行っているが、事業を移譲するに当たって、財源の移譲の仕方(補助金とするのか、地方交付税とするのか、又はその他の方法とするのか、移譲先を都道府県及び政令指定都市のみとするのか、各市町村にも移譲するのか等)について地方自治体や関係省庁と十分な協議・検討を行い、移譲の方法を確定する必要がある。 そして、移譲のための条件として提示した人権啓発活動が確保されるために採り得る方策として何が相当であるのかについては、財源の移譲方法とも併せて検討する必要がある。 すなわち、現在の委託の仕組み(地方自治体から事業計画の提出を受け審査をした上で委託を行い、人権啓発活動実施後も報告を受けて確認している。)に替わる人権啓発活動の確保のための方策の一つとして、地方自治体が実施した人権啓発活動について何らかの報告を求め、それによって事後的な確認をするということが考えられるが、財源の移譲方法いかにによって、どのような仕組みの中でこれが実現可能か、また、これ以外に人権啓発活動の確保のための方策があり得るかにについて、地方自治体と協議を行い検討する必要がある。
					区分の理由等	1 人権擁護委員の活動が各地方自治体との有機的連携をもって行われることは、重要なことであり、そのため、人権擁護委員法では、人権擁護委員は、各市町村長の推薦を経て、都道府県内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いた上で、法務大臣が委嘱することとされている。これによって、人権擁護委員の活動が、全国的見地からの活動とそれぞれの地域の実情に即した活動となることを可能としている。以上の手続において、法務局は、都道府県内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会に対して意見を求めるなどの事務を行っているが、これらの事務を市町村に移譲することにより、市町村が、全国的見地からの活動と地域の実情に即した活動を行うにふさわしい候補者を推薦するため、自ら候補者に関するより多くの情報を収集・蓄積することが可能となることから、これら人権擁護委員の委嘱に関する事務については、全国の地方自治体に一律・一斉に事務権限を移譲する事務と整理した。 ただし、法務大臣による委嘱に当たって適切な判断がされ、適任者を確保できるようにするため、十分な判断資料の提供等がされる仕組みと併せて検討する必要がある。 2 人権啓発活動地方委託事業は、全国的に一定水準の啓発活動を確保しつつも、各地域における実情を反映させ、より国民の共感を得られる効果的な啓発活動を行うための仕組みである。この人権啓発活動地方委託事業は、ネットワーク事業と非ネットワーク事業に大別されるが、ネットワーク事業については、国が全国的に一定水準の啓発活動を展開するに当たって、国と地方自治体とが、協力・連携関係のもと、より効果的・効率的な人権啓発活動を行うために非常に有効なものであり、引き続き、国の事業として行っていくべきものと考えられる。 これに対して、非ネットワーク事業は、地方自治体がそれぞれの地域の実情に応じて企画を行い、全国的な一定水準の確保という観点から法務局が査定を行った上、各地方自治体に実施を申し入れているものであるが、地域の実情や特性に合わせた効果的な啓発活動が何であるかは各地方自治体が最も良く知るところであって、各地方自治体はその判断と責任において事業を行うことが地域主権の趣旨に沿うものであることからすれば、人権啓発活動地方委託事業のうち非ネットワーク事業については、全国の地方自治体に一律・一斉に事務権限を移譲する事務と整理した。 ただし、非ネットワーク事業についても、一定水準の啓発活動が行われるよう国が地方自治体に委託して実施しているものであり、地方自治体に移譲したものの、何らの人権啓発活動がなされないというような事態は避けなければならない、人権啓発活動を確保するための何らかの方策と併せて検討する必要がある。

各府省の回答(一覧)

- 本資料は、各府省から提出された「事務・権限移譲等検討シート」のうち、「検討結果(事務・権限等の区分)」、「区分の理由等」及び「備考」を抜粋したもの。
○ 事務・権限名については、平成22年見直し時のものをベースとして整理しているが、今回の回答において変更がある場合は、変更後の事務・権限名を「一」以下に記載している。

<地方厚生局>

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
1	医療法人(広域)等の監督		A-a		A-a	・医療法人は、医療機関を開設する法人であるため、利用者に悪影響を及ぼさないよう、法人の指導監督は、確実に、適正に行われなければならない。 ・このため、2以上の都道府県の区域に医療機関を開設する医療法人の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な指導監督事務の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある医療法人の指導監督の権限を都道府県に移譲することは可能である。 ・なお、2以上の都道府県の区域に医療機関を開設する医療法人の監督を都道府県に移譲する場合には、当該医療法人について、設立の認可や社会医療法人の認定も都道府県が行うこととなる。 ※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。	
2	国開設病院等の監督		A-a		A-a	国の開設する病院等は、主に地域医療を担う一般の医療機関とは異なり、高度又は先駆的な医療の提供や最先端の医療の研究開発等の政策目的を達成するためのものである。このため、当該政策目的を達成するために、本事務・権限は国の医療政策の一環として行われるのが適当であると考えられる。 しかし、例えば国が精神疾患専門の病院を開設する場合や触法病棟に係る病床の増設、ハンセン病療養所の減床等を行う場合等について、都道府県知事等の承認等が得られず政策医療の提供に支障をきたすことがないよう、あらかじめ国が承認等の基準を定める等何らかの方策を講じることとした上で、都道府県等に委譲することは可能である。 ※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。	国の開設する病院等としては、国立ハンセン病療養所、(独)国立高度専門医療センター、(独)国立病院機構の開設する病院等がある。また、各省庁が開設者となっている病院等の他、国とみなす国立大学法人、独立行政法人が開設者となっている病院等がある。 【関東信越厚生局管内 → 病院:67施設、診療所:170施設】
3	指定医療機関等の指定 ・「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に規定する指定医療機関の指定	児童福祉法や母子保健法、生活保護法に基づく指定養育医療機関等に関する事務・権限は、都道府県等に移譲する。	A-a		A-a	被爆者対策については、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」前文において、国の責任により、被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護施策を講じることとされている。 なかでも、原爆症認定患者に対する医療については、国の責任において、国が医療費全額を負担しており、国が負担者の立場から、当該医療を担当する指定医療機関の指定から監督(指定の取り消しを含む)までを一貫して行っているため、引き続き実施するのが適当であると考えられる。 しかし、必ずしも国の機関だけが行うことのできる事務・権限ではなく、的確な執行体制の整備がなされれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。 一方で、都道府県への権限を移譲することとした際には、人員配置等、都道府県に大きな負担を強いることとなるため、都道府県の理解が不可欠である。 ※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。	

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
4	指定医療機関等の指定 ・特定感染症指定医療機関からの報告徴収等		A-a		A-a	特定感染症指定医療機関は、重篤で未知の感染症であり、そのまん延が広範囲にわたり、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新感染症の患者を受け入れる機関であることから、国が当該指定医療機関の指定を行っている。また、その指定を行った医療機関の適正な運営確保の観点から、国が地方厚生局に委任して、報告徴収を行っている。 しかし、必ずしも国の機関だけが行うことのできる事務・権限ではなく、法律上も都道府県知事が実施できることとされているため、的確な執行体制や法体系の整備等がなされれば、例えば、地方が法定受託事務の形で行うことも可能である。 また、都道府県に権限を移譲することとした場合には、特定感染症指定医療機関の指定は国が行っていることから、都道府県の理解が不可欠である。	当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもないければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。
5	指定医療機関等の指定等 ・「児童福祉法」に規定する指定療育機関の指定等 ・「母子保健法」に規定する指定養育医療機関の指定等		A-a		A-a	現行の規定では、国が開設した病院等については厚生労働大臣が、そのほかの病院等については都道府県知事が、それぞれ指定等の事務を行うこととされているが、その指定基準等は、病院等の設置主体にかかわらず同一であることから、国が開設した病院等についてのみ指定等の事務を国が行う必要性に乏しいため。 ※当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもないければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。	
6	「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定等		A-a		C	生活保護制度の見直しの検討の場である「生活保護制度に関する国と地方の協議」の中間とりまとめ(平成23年12月12日)においては、「指定医療機関における国(地方厚生局)と地方自治体との連携規定の創設」をすることとされており、また、地方自治体の首長も含めて参加した「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書(平成25年1月25日)においても、国(地方厚生局)による直接指導を行えるようにすることが求められるなど、国(地方厚生局)の積極的な関与が期待されている。こうした地方自治体からの意見等を踏まえ、今回、生活保護法を改正して指定医療機関制度を見直し、国の関与を強めることとしていることを考慮すると、当該事務については、国(地方厚生局)において引き続き実施すべきである。	
7	指定医療機関等の指定等 ・「戦傷病者特別援護法」に規定する指定医療機関の指定		A-a		A-a	戦傷病者特別援護法による療養の給付は、「軍人軍属等であつた者の公務上の傷病に関し、国家補償の観点に基づき」(同法第1条)行うものであり、これに要する費用についても全額国の負担により行われている。 指定医療機関の指定等の事務は国が適正な水準、内容の医療を確保する義務を負っているが、考え方は既に法令等で定めているため、都道府県がそれに従って当該業務を実施することは可能と考える。 なお、当該事務を都道府県への移管にすることとした場合、法令上の手当を行うことが必要となる。	※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもないければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
8	・養成施設等の指定及び監督 ・保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士、歯科技工士、保育士、社会福祉士、介護福祉士、児童福祉司、児童福祉施設の職員、児童自立支援専門員、社会福祉主事、精神保健福祉士、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、理容師、美容師、食鳥処理衛生管理者、食品衛生管理者、食品衛生監視員、栄養士、調理師、製菓衛生師 ・講習会の指定・登録 ・食品衛生管理者資格認定講習会、食鳥処理衛生管理者資格取得講習会	都道府県知事資格とされている栄養士、調理師、製菓衛生師に係る養成施設に関する事務・権限は、都道府県に移譲する方向で検討する。	A-a		A-a	・養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。 ・しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。 ・なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。 ※当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。	
9	生活衛生同業組合振興計画の認定		A-a		A-a	・生活衛生同業組合振興計画の認定については、地域の実情を把握している地方公共団体に移譲することが適当である。	当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。
10	複数の都道府県で活動する中小企業等協同組合(広域)の許可等 →中小企業の交流又は連携及び組織に関する事務 ・中小企業団体法に基づく協業組合の設立認可、報告、立入検査等 ・中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の設立認可、報告、立入検査等		A-a		A-a	一の都道府県を区域とする特定業種の協業組合、商工組合、商工組合連合会に関する認可等の権限については移譲を前提として、詳細について検討。 事業を複数の都道府県で活動する中小企業等協同組合等の場合については、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な許認可等の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある中小企業等協同組合等の許認可等の権限を都道府県に移譲することは可能である。(移譲にあたっては、中小企業等協同組合法等の主管官庁である経済産業省との調整が必要である。) ※当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。	

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
11	社会福祉法人(広域)等の認可		A-a		A-a	・事業を複数の都道府県で展開している社会福祉法人の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な許認可等の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在、地方厚生局が所掌している社会福祉法人の認可に係る事務・権限について、当該法人の主たる事務所がある都道府県等に移譲することは可能である。 ※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。	
12	生活保護法に規定する保護施設等(都道府県立)の監督	都道府県等に移譲する。			C	保護施設に対する指導監査については、都道府県が行っている。 他方、国においては、都道府県等が行う生活保護の施行事務について監査を行っており、その一環として、都道府県設置の保護施設に対して監査を実施している。 都道府県等への施行事務監査については、生活保護行政の適切な運営を図るとともに、必要な保護が国全体として実施されるよう行われているものであり、こうした観点から、当該事務については、引き続き国が実施すべきである。	
13	消費生活協同組合(広域)の許可、認可及び承認		A-a		A-a	・事業を複数の都道府県で展開している生協の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な許認可かつ実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある生協の許認可等の権限を都道府県に移譲することは可能である。 ※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。	
14	精神保健指定医の指定に関する事務(指定証の交付等)		A-a		A-a	指定医証の交付事務等、現在地方厚生局において実施している指定権限に直接的に関与しない事務(上記①～④(① 都道府県を経由して提出される新規申請受付、申請書類の確認、② 指定医証の交付、指定医証の更新に関する手続き、③ 指定医証の紛失、氏名の変更等に対する再発行の手続き、④ 死亡届、辞退届の受理及びその旨の通知)の事務を想定)については、指定医証の取扱いについて一定の基準を定める等の対応により、地方自治体で事務を行うことも可能であると考えられるため、移譲することとする。	当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。
15	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の特別買上償還に関する証明書の発行		A-a		A-a	・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等は、戦没者等の遺族に対して、国として弔慰の意を表すために、支給しているものであるが、裁定等の主要な事務は、法定受託事務とし都道府県において行われているものである。 今後、特別買上償還に関する証明書の発行事務についても、都道府県への移管を検討してまいりたい。 なお、当該事務を都道府県への移管にすることとした場合、法令上の手当を行うことが必要となる。	※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
16	医師等の臨床研修施設等の指導監督		A-a		A-a	臨床研修は、医師法及び歯科医師法に基づく基本的な診療能力の修得等を目的とした医師及び歯科医師養成課程の総仕上げ段階の研修事業であり、臨床研修の質が全国的に均一に確保されるよう、引き続き、全国一律の基準により、研修内容に応じてきめ細かく指導監督する必要がある。 しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国一律の基準により研修内容に応じたきめ細かい指導監督を行うことが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。 ※当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。	都道府県へ権限を移譲することとした際には、臨床研修施設を指導するに足る医学的知見を持った者が業務を行うよう地方機関に確保してもらう必要があるため、都道府県の理解が不可欠である。 また、病院より報告のあった情報は、厚生労働省で管理して一般に公開している「臨床研修プログラム検索サイト」に反映させることも行っており、各都道府県が報告書の受理等により検認した情報を当サイトに反映させるためのシステム改修を行う必要があり、委譲に当たっては一定の期間が必要である。
17	総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認等		A-a		A-a (一部C)	・総合衛生管理製造過程の承認等に係る業務は、次の業務を除き、地方に移譲する。 (※1) ① 海外施設の承認 輸入に関する事務であるため、国において実施する。 ② 総合衛生管理製造過程における例外承認(※2) 製造基準を定める際と同程度の内閣府食品安全委員会でのリスク評価等、科学的・技術的な審議が必要であり、これらの的確な執行体制の整備が不可欠であるため、国において実施する。(地域主権戦略大綱 第4の2(3)の(注)④に該当) なお、これらの事務については、高度な専門性を要するため、本省において実施する。 ・総合衛生管理製造過程の承認制度は我が国における食品の衛生管理の向上に加え、国際的な動向を踏まえ、HACCP手法(※3)の普及を政策的に促進する観点から導入されたものである。この趣旨を踏まえ、各自治体はその普及について積極的に促進することが求められる。 ※1:当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。このため、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。 ※2:総合衛生管理製造過程の承認は、国が定める製造基準の例外を承認することが可能。 ※3:食品の原料の受入から製造・出荷までのすべての行程において危害の発生を防止するための重点ポイントを継続的に監視・記録する衛生管理手法であり、食品の製造・加工工程における衛生管理のグローバル・スタンダードである。	

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
18	指定検査機関の指定等 (食鳥検査法の指定検査機関)		A-a		A-a	・食鳥の指定検査機関は、国内に流通する食鳥の検査を行っている。その指定の基準は全国統一的に定められているため、指定権限を地方に移譲することとする。 ・この場合、指定検査機関と食鳥処理場の管轄自治体が異なる場合があることに留意が必要であり、指定及び委任の制度の見直しを含め制度上の設計につき検討を要する。 (例:指定検査機関は全国に15カ所しかない。そのため、指定検査機関を管轄する自治体は、域外の自治体が委任した食鳥処理場の検査についても事務(指定検査機関が検査を適正に行っているかの監督等)に当たる必要がある。) ※当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。このため、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。	
19	健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告及び命令	一の都道府県内等のみ事業所等がある者に対する勧告の権限を、都道府県等に付与する。	A-a		A-a	○ 地方厚生局が行っている当該事務・権限を地方自治体への移譲することにより、県域レベルの事案について、地方自治体において、より一層効果的に監視・執行を行うことが可能となり、もって、健康食品等の虚偽・誇大広告等の適正化の推進が図られるものと評価されることから、当該事務・権限について、全国一律・一斉に移譲するものとして、地方自治体へ移譲することとする。 ○ 一方で、今回の対象外とされている本府省の事務・権限に関しては、消費者の利益の擁護や国民の健康増進に係る施策について、今後とも、国が責任を持って推進していく必要があり、消費者の利益の擁護等に関して特に必要と認められる場合にあっては、国が直接勧告・命令を行うことができるよう、引き続き、本府省(消費者庁長官)の権限・事務を存置する必要があると考える。 ○ また、当該事務・権限の移譲先の実施体制として、都道府県等単位のほか、自治体間連携や広域連合などの仕組みを検討することとされている。実施体制の在り方によって、実効的な監視・執行に大きく影響を与えられることが考えられるため、実施体制の在り方の検討に当たっては、別途、意見照会を行っていただくようお願いする。 ○ 当該事務を廃止することにより国民の健康増進に大きく支障をきたすことは明らかであり、当該事務を廃止することは不可能である。また、行政処分といった公権力の行使を民営化することは全く馴染まない。 ※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。	

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
20	医療監視(特定機能病院の指導監督及び緊急時における医療監視)		A-a		A-a	・特定機能病院に対する指導監督については、特定機能病院の特殊性にかんがみ、 ① 指導監督の実施基準は国が策定すること ② 都道府県が実施した特定機能病院に対する指導監督に係る情報については、国に対して報告を行うこと ③ 国は、必要があると認めるときは、都道府県に対して、特定機能病院に指導監督を行うことを指示することができること 等により、特定機能病院に対する適正かつ効率的な指導監督事務の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある特定機能病院の指導監督の権限を都道府県に移譲することは可能である。 ・緊急時における病院等に対する立入検査等については、そもそも都道府県に病院等に対する立入検査等の権限がある中で、緊急時には国も立入検査等を行うことができることとするものであるが、 ① 国は、国民の健康を守るため緊急の必要があると認めるときは、都道府県に対して、病院等に立入検査等を行うことを指示することができること ② 国の指示により都道府県が実施した病院等に対する立入検査等に係る情報については、国に対して報告を行うこと 等により、緊急時において、病院等に対する適正かつ効率的な指導監督事務の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある緊急時における病院等の立入検査等の権限を都道府県に移譲することは可能である。 ※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもないければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。	
21	介護保険・サービスに関する指導		A-a		A-a	地方厚生局が行う介護保険・サービスに関する指導に係る業務については、下記の留意点 が確実に担保されるのであれば、地方自治体へ移譲(全国一律・一斉に移譲するもの)とすることは可能である。 なお、地方自治体には介護サービス事業者に対する監督権限が付与されており、国の権限を移譲しなくても、既に介護サービス事業所に対する指導・監督は自治体が行っているところである。 <留意点> ○ 市町村が行う介護サービス事業所の指導監督事務等に対する指導については、適切な制度運営の観点から、都道府県において、市町村に対する適時適切な指導が実施可能となるよう、介護保険制度を熟知した人員体制及び予算を確保すること。 ○ 事業所が複数都道府県にまたがって所在する場合の業務管理体制に関する事業所からの届出の受理及び検査の実施、都道府県・市町村が行う業務管理体制事務に関する指導については、人員体制を確保するとともに、介護サービス事業所を全国展開している事業者に対して、関係都道府県の役割分担を明確にするなど緊密に連携し、支障なく適正かつ効率的に事務が実施されるようにする必要があること。 ○ 移譲にあたり各業務について、制度の適正運営及び利用者保護の観点から、緊急時又はコムスンのような全国規模の問題等が生じた場合など、国が必要と認めるときは、業務権限移譲後においても、総合調整等が実施可能となるよう関係法令に規定する必要があること。 ※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方が負うことを条件とする。さもないければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。	

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等 の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に 移譲等を要望したもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
22	消費生活協同組合の検査指導		A-a		A-a	・事業を複数の都道府県で展開している生協の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な指導監督事務の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある生協の指導監督の権限を都道府県に移譲することは可能である。 ※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。	
23	社会福祉法人の指導監査		A-a		A-a	・事業を複数の都道府県で展開している社会福祉法人の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な指導監査の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在、地方厚生局が所掌している社会福祉法人の指導監査に係る事務・権限について、当該法人の主たる事務所がある都道府県等に移譲することは可能である。 ※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。	

各府省の回答(一覧)

- 本資料は、各府省から提出された「事務・権限移譲等検討シート」のうち、「検討結果(事務・権限等の区分)」、「区分の理由等」及び「備考」を抜粋したもの。
○ 事務・権限名については、平成22年見直し時のものをベースとして整理しているが、今回の回答において変更がある場合は、変更後の事務・権限名を「→」以下に記載している。

<都道府県労働局>

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
1	個別労働関係紛争の解決の促進に関すること(相談、助言・指導、紛争調整委員会によるあっせんの事務)	都道府県の相談対応や紛争解決の取組みを促進するため、国と都道府県等の労働相談・紛争解決関係機関の連携強化を図る。			D	「工程表」に沿って、平成21年度から労働相談や個別労働紛争のあっせん等を行う機関・団体との相互連携を一層強化するため、個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会開催要綱を改正する通達を都道府県労働局長あてに発出し、参加機関、協議事項等の拡充を図った。具体的には、地域の実情に応じ、① 相談担当者のための合同研修会の実施、② 参加機関共同での労働相談会の実施、③ 共同でのセミナーの開催の実施等により、都道府県における相談対応や紛争解決の取組みを促進し、国と都道府県等の労働相談・紛争解決関係機関の連携強化を図ったところである。	
2	国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督 → 国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督、並びに地方自治体が行う無料職業紹介事業の監督	地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置づける。			B	地域の実情に合った雇用対策を進めていくためには、最低限のセーフティネットとして全国ネットワークの職業紹介を行うハローワークと、住民福祉等を担う地方自治体が行う各種雇用対策(無料職業紹介を含む)との一層の連携強化が必要である。 このため、 ① 一体的実施については、平成23年度中に24自治体、平成24年度中に55自治体が開始しており、平成25年度も9自治体が開始し、これ以外にも多くの地方自治体で開始に向けて調整中である。特に、生活保護受給者等を支援対象とする一体的実施については、25年度中にさらに拡充するべく調整中である。 ハローワーク特区については、埼玉県及び佐賀県からの提案に基づき、平成24年8月に埼玉県知事、佐賀県知事と厚生労働大臣が協定を締結し、平成24年10月から事業を開始したところである。 ② 生活困窮者自立支援法案(仮称)において、生活困窮者の雇用の機会の確保に対する国及び地方自治体の役割を明確化するとともに、ハローワークの求人情報の提供を希望する地方自治体に対し、オンラインでの情報提供を義務付ける規定を設けることを検討している。 ③ 生活困窮者以外の場合についても、無料職業紹介事業を行う地方自治体等が希望する場合に、ハローワークの求人情報ネットワークからオンラインで求人情報を提供できる仕組みを創設し、ハローワークが全国ネットワークを活かして開拓した求人情報を活用した、多様なサービスの提供を可能とする。(これにより、地方自治体が、ハローワークによるナショナルミニマムとしてのセーフティネットへの上乗せとして、独自の雇用対策を行うための環境が整備され、各地域における雇用対策が一層充実する。) これらの取組を通じ、地域に密着した支援を実施する地方自治体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 なお、国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督に係る業務は、引き続き国が実施することが適切である。 理由は以下のとおり。 国以外の者が行う職業紹介事業等に対する監督については、事業展開が広域化し、二重派遣など複雑な事案が発生するなど、監督業務においても都道府県域を越えた連携や高度な専門性が日常的に必要となっている。具体的には、全国展開を行う事業主の複数の都道府県の支店において同様の違反が生じた場合への対応や、一の派遣先に対して複数の都道府県の派遣元事業主から派遣労働者が派遣されている場合、さらにそれらの派遣元事業主が、別の派遣元から受け入れた労働者を派遣している場合といった複雑な違反事案への対応等、都道府県域を越えた監督業務や複雑な違反事案への対応を行うことが常態化している。 仮に、許可等及び監督の業務を都道府県に移管した場合、こういった複雑な事案に対し、都道府県域を越えた監督を効果的・効率的に実施することが難しくなり、派遣労働者の迅速・的確な保護に欠ける恐れがあることから、許可等及び監督の業務は引き続き国が職業安定行政の一環として全国統一的かつ機動的に行うことが適切である。	

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等 の見直し内容	(2)各府省の検討 結果が、「A-a」, 「A-b-①」とされ たもの	(3)地方が 特に移譲等 を要望した もの	今回の各府省の回答		移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を 要する場合等)
					区分	区分の理由等	
						地方自治体が行う無料職業紹介事業の監督に係る業務についても、引き続き国が実施することが適切である。 理由は以下のとおり。 地方自治体の行う職業紹介に係る監督においても、職業安定法に基づく適正な運営を確保することが必要であり、民間職業紹介事業者等と守るべきルールは同じであることから、その民間職業紹介事業者等や他の地方公共団体において、同様の違法があったときの指導等について差異が生じないよう、国において全国統一的かつ機動的に行うことが適切である。 仮に、民間の職業紹介事業者の監督業務は地方自治体が行い、地方自治体が行う無料職業紹介の監督業務は国が行うこととすると、国が両者について全国統一的に監督に係る業務を行う場合に比べ、行政効率为非効率となる。	
3	職業安定法に基づき 公共職業安定所が 行う無料職業紹介事 業	地方公共団体が行う無料職業紹介事業については、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置づける。 また、同事業において必要となる国のシステム・端末を、地方の職員が利用できるようにする。	A-b-①		B	地域の実情に合った雇用対策を進めていくためには、最低限のセーフティネットとして全国ネットワークの職業紹介を行うハローワークと、住民福祉等を担う地方自治体が行う各種雇用対策(無料職業紹介を含む)との一層の連携強化が必要である。 このため、 ① 一体的実施については、平成23年度中に24自治体、平成24年度中に55自治体が開始しており、平成25年度も9自治体が開始し、これ以外にも多くの地方自治体で開始に向けて調整中である。特に、生活保護受給者等を支援対象とする一体的実施については、25年度中にさらに拡充するべく調整中である。 ハローワーク特区については、埼玉県及び佐賀県からの提案に基づき、平成24年8月に埼玉県知事、佐賀県知事と厚生労働大臣が協定を締結し、平成24年10月から事業を開始したところである。 ② 生活困窮者自立支援法案(仮称)において、生活困窮者の雇用の機会の確保に対する国及び地方自治体の役割を明確化するとともに、ハローワークの求人情報の提供を希望する地方自治体に対し、オンラインでの情報提供を義務付ける規定を設けることを検討している。 ③ 生活困窮者以外の場合についても、無料職業紹介事業を行う地方自治体等が希望する場合に、ハローワークの求人情報ネットワークからオンラインで求人情報を提供できる仕組みを創設し、ハローワークが全国ネットワークを活かして開拓した求人情報を活用した、多様なサービスの提供を可能とする。(これにより、地方自治体が、ハローワークによるナショナルミニマムとしてのセーフティネットへの上乗せとして、独自の雇用対策を行うための環境が整備され、各地域における雇用対策が一層充実する。) これらの取組を通じ、地域に密着した支援を実施する地方自治体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 なお、ハローワークの全国ネットワークによる無料職業紹介に係る業務は、引き続き国が実施することが適切である。 地方移管が不適切な理由は以下のとおり。 ① 雇用保険の財政責任と運営主体の不一致 雇用保険業務を地方自治体に移管した場合、財政責任を負わずに地方自治体が失業認定事務を実施することになり、失業給付の濫給、国民負担の増大(保険料の引き上げ、給付カット)につながる恐れがある。 ② 職業紹介の全国ネットワークが維持できなくなる 求職者・求人者は、都道府県を越えて求職・募集活動を行う。ハローワークを地方移管すると、都道府県間の求人が分断され、広域的な職業紹介ができなくなるため、就職の減少、失業者の増大につながる恐れがある。 (例)東京のハローワークで受理した求人への就職の約4割は東京都外の求職者(平成23年度実績) ③ 全国一斉の雇用対策が講じられなくなる 国は都道府県に対し、雇用対策に関する指揮命令はできない。このため、ハローワークを地方移管すると、全国一斉・機動的な雇用対策ができなくなる。 (例)リーマンショック後の急激な雇用情勢悪化への対応のため、雇用調整助成金の迅速な要件緩和、厚生労働本省の指示による労働局・ハローワークが総力を挙げた求人開拓(平成21年度は183.4万人の求人を開拓)を実施。 ④ ILO条約を守ることができなくなる ILO第88号条約第2条「職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される。」を遵守することができなくなる。 ※ ハローワークの地方移管については、利用者である労使も反対している(前述の労働政策審議会意見書(21.2.5、22.4.1)を参照)。	

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等 の見直し内容	(2)各府省の検討 結果が、「A-a」、 「A-b-①」とされ たもの	(3)地方が 特に移譲等 を要望した もの	今回の各府省の回答		移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を 要する場合等)
					区分	区分の理由等	
4	雇用保険法に基づく 雇用保険の適用・認 定・給付等	雇用保険の適用・ 認定・給付等に係 る業務のうち、雇 用保険の受給資格 決定に必要な書類 の受付などの窓口 業務については、 地方公共団体が自 ら行う無料職業紹 介の窓口において も実施できるように する。			B	一体的実施事業(希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う福祉等の業務を一体的に実施するもの)において、利用者から十分なニーズが見込める場合には、国と地方自治体が一体的実施を行う施設において、雇用保険関係業務を行うことは可能である。 なお、雇用保険の適用・認定・給付等に係る業務は、引き続き国が実施することが適切である。 理由は以下のとおり。 ① 雇用保険業務を都道府県に移管した場合、雇用失業情勢が地域等により大きく異なり、保険料収納額と保険給付額に地域差があることから、都道府県によっては財政状況に不均衡が生じ(※)、雇用保険料の大幅な上昇を招く恐れがある。 このため、できる限り多数の労働者を被保険者とし、保険集団をできる限り大きくしてリスク分散を図るとともに、制度の全国的運営により、地域間における保険料収納額と保険給付額との不均衡を是正し、給付に要する資金を安定的に確保する必要があることから、政府管掌保険として運営する必要がある。 ※ 都道府県別の雇用保険の収支差の格差は大きく、例えば、平成18年度の実績を単純に置き換えると、青森県は全国平均の3倍以上、東京都の7倍以上の保険料が必要となる。 ② また、雇用保険の適用・認定・給付等については、公平・適正な業務運営を行う観点から、全国統一した基準に基づき一元的な管理を保険者である国が行う必要があり、仮にそれらの事務のみを都道府県に移管することは、保険財政の責任を負わない自治体が認定等を実施することとなり、失業給付の濫給の恐れがあることから不適切である。 ※ 英・米・独・仏等、先進諸国では、財政責任と運営責任の分離はない。 ③ さらに、雇用保険は、仕事を探す人に対する保険制度であり、過去にイギリスにおいて職業紹介と雇用保険の分離をしたことで雇用保険の濫給が発生したが、サッチャー政権下で1986年に両者を統合した結果、失業給付受給者が1/3減少したことからも、失業認定は職業紹介と組み合わせる実施することが先進国の国際標準である。 ④ 雇用保険の各種手続き等については、職業紹介、求人受理、雇用対策に係る助成金の申請手続き等を扱うハローワークで行うことが、利用者である求職者や事業主にとって利便性が高い。	

各府省の回答(一覧)

- 本資料は、各府省から提出された「事務・権限移譲等検討シート」のうち、「検討結果(事務・権限等の区分)」、「区分の理由等」及び「備考」を抜粋したもの。
○ 事務・権限名については、平成22年見直し時のものをベースとして整理しているが、今回の回答において変更がある場合は、変更後の事務・権限名を「→」以下に記載している。

<地方農政局、北海道農政事務所>

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要したものの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
1	農林物資の品質に関する表示の適正化に係る立入検査等	一の都道府県内にのみ事業所等がある事業者に対する措置命令の権限を、都道府県に移譲する。			D	出先機関改革に係る工程表で見直すとされた権限については、すでに対応済み。	

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したものの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
2	・食の安全及び消費者の信頼の確保に向けた情報提供及び消費者との意見交換や消費者相談 ・食育の推進に関する事務(地方自治体に対する助成) ・同上(民間に対する広報啓発)	・国の役割を、全国統一的に推進した方が効率的なもの又は地域が行うことのできない、国の施策に関わるなど全国的視点に立ったものに限定する。 ・国の役割を、全国統一的に推進した方が効率的なもの又は地域が行うことのできない全国的視点に立った先端的、モデル的なものに限定する。			D	国と地方の役割分担 1 国が現在行っている本事務は、以下のとおり、全国統一的に推進した方が効率的なもの又は全国的視点に立ったものに限定されており、既に必要な措置が講じられているとともに、引き続き国が行う必要がある。 2 本事務は、食の安全・安心の確保の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。 3 食品の安全性を確保するための施策の策定にあたっては、国民の意見を反映し公正性・透明性を確保するための関係者相互間の情報及び意見の交換(リスクコミュニケーション)を幅広く行う必要がある(食品安全基本法第13条)。食品安全に関する施策は、自治体毎に対応が異なると国民の健康に著しい支障を生ずるおそれがあることから、科学的根拠と国際ルールに則って国が自ら策定しており、関係者相互間の情報及び意見の交換も国が一体的に行う必要がある。 4 消費者相談は、農林水産行政全般に対する質問や意見を受け付け、必要に応じ農林水産省の施策に反映していくもの。とりわけ、農林水産省所管の法令等の解釈や、法令に照らした判断を要する問い合わせについては、国の責任において対応する必要がある。 5 食品安全に係る緊急事案における店舗への巡回点検は、食品による大規模または広域的な被害が発生(大規模または広域的な被害を発生させるおそれがあるものを含む)した場合に、県域を問わず全国規模で、当該食品の流通・販売業者を迅速に巡回点検し、商品回収の対象となっていること等の情報提供を行い、被害の拡大を防止するためのものである。 このように、本事務は、国民の健康保護を目的として全国規模で実施するものであるという性質に鑑み、国の責任において対応する必要がある。 6 食育の推進は食料自給率の向上等、国が全国的に進めている他の施策と一体的に推進される場合もあるため、国として実施する必要。また、食育の一環として食品安全に関する施策や情報の周知も行うため、食品安全に関する施策を策定する国が一体的に行うことが適当。更に、食育の「国民運動」としての展開を全国的・継続的に着実に推進していくためには、国においてその事務を実施することが必要である。 本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生じる理由 1 国として効果的な意見交換会や消費者相談を行うためには、地域の実情や実態を把握している地方農政局職員が行う必要がある。仮に全国各地で多数開催する意見交換会や懇談会等の対応を本省だけで行うとすれば、各地で開催する意見交換会等に東京から職員を派遣することとなり、迅速かつ丁寧な対応ができなくなる上に多額の旅費が必要になる。 2 食品安全に係る緊急事案における店舗への巡回点検は、食品による大規模または広域的な被害が発生した場合には、さらなる被害の拡大を防ぐため、全国的規模で、かつ迅速に、当該食品の流通・販売業者を対象に巡回点検を実施しなければならないが、本省だけでは現場の状況を把握し、指導等の措置をすることができない。 3 消費・安全対策交付金の交付にあたっては、食育推進基本計画を始めとする国の方針に沿った指導・助言の他、申請書のチェック、計画の承認、事後評価等の膨大な事務作業等があり、これらを本省のみで実施することは困難である。 4 食育を推進していくためには、食育活動の実践者等が相互に情報収集・提供できる場を設けて、県域を超えた関係者間の広域的な連携を促進し、地域の食育活動をコーディネートしていく必要がある。そのためには、管轄する地域の食育活動の実態を把握している地方農政局の役割が重要。仮に、地方農政局を廃止し、必要な調整を本省で行うこととした場合、地域の詳細な実情や実態の把握が困難となり、効果的なコーディネートが困難となる。 5 以上のことから、本事務は、国に残すとともに、引き続き、地方農政局が実施する必要がある。	

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
3	農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事務		A-a		A-a	1 この業務は、食料の安定供給(食料自給率の向上)の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務」に該当する。 一方、事務所が一都道府県域内のみにある登録検査機関の登録や指導・監督、都道府県域内の関係業者等に対する立入検査等の業務については、都道府県に移譲することが可能と考えられる。 2 具体的には、 (1)登録検査機関に対する登録、指導・監督等の業務 農産物検査に関する業務のうち、事務所が一都道府県域内のみにある登録検査機関に対する登録、指導・監督等の業務は、一都道府県内において概ね完結するものであり、都道府県への移譲が可能。 一方、仮に、事務所が複数の都道府県に存在する広域の登録検査機関に対する登録、指導・監督等の業務を都道府県に移譲することとした場合には、 ① 主たる事務所を管轄する都道府県は、登録・指導等の業務を行うに当たって、従たる事務所を管轄する複数の都道府県との間で恒常的な調整が必要となり、迅速な対応が困難となる ② 主たる事務所と従たる事務所の区域を管轄する都道府県の指導の内容が異なった場合、当該登録検査機関に無用の混乱を来す ことが想定されるため、複数の都道府県域に事務所を有する登録検査機関に対する登録、指導・監督等の業務は、国が実施することが適当。 (2)都道府県域内の関係業者等に対する立入調査等 農産物検査の適正な実施を確保するため、農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者、倉庫業者等に対して立入調査等を行う必要があり、都道府県域内の関係業者等に対するこれらの業務については、都道府県に移譲することが可能。 ただし、全国広範囲に流通する農産物の実態から、都道府県域を越えて販売・在庫を確認し、必要に応じて流通指導や検査証明の抹消等を行うなど、問題となる不正事案に迅速・柔軟に対応する必要があることから、国がこれらの者への権限を行使することを妨げないこととすることが適当。 3 移譲する具体的な業務内容 (1)事務所が一都道府県域内のみにある登録検査機関に関する登録等の業務 - 登録検査機関の登録・更新(5年ごと)、変更の登録 (2)農産物検査の適正な実施を確保するための監視業務 - 事務所が一都道府県域内のみにある登録検査機関に対する立入調査・報告徴収、改善命令・登録の取消し等に関する業務 - 都道府県域内の関係業者等に対する立入調査・報告徴収	1 移譲後の国の役割 全国的に統一が必要となる、または、都道府県だけでは円滑・迅速な対応が困難となる以下の業務については引き続き国が実施する。 - 農産物検査規格の設定・改廃(銘柄の設定・改廃を含む) - 農産物検査規格の品位規格における検査標準品の作成・配布 - 事務所が複数の都道府県に存在する広域の登録検査機関に係る登録等の業務 - 事務所が複数の都道府県に存在する広域の登録検査機関等に係る立入調査及び報告の徴収 - 事務所が複数の都道府県に存在する広域の登録検査機関に係る指導・適合命令、改善命令、登録の取消し等に関する業務 2 業務の移管に当たっての留意点 (1)並行権限 全国広範囲に流通する農産物の実態から、問題となる不正事案に迅速・柔軟に対応する必要があることから、都道府県域内の生産者、輸入業者、売買取引業者、倉庫業者、登録検査機関等に対する立入調査等について、国の並行権限を残す。 (2)国が実施すべき業務を地方農政局で行う理由 登録検査機関における検査行為・現物の確認や関係帳簿の確認等は、現場に赴いて事実関係を迅速に調べる必要があることから、これをすべて本省で行うこととなると非効率であり、地方農政局に必要最低限の職員を配置する必要がある。 また、検査規格等の基準の設定についても、実際に現地に赴き、産地・品種ごとのサンプルの入手、選別・調整等を行う必要があり、これを本省が行うこととすると非効率。 (3)人材の整備 都道府県においては、農産物検査業務に係る関係法規や米麦等農産物検査の専門知識を要する者がいないため、人材の育成・確保が必要。 (4)都道府県におけるその他の業務 次の事務について国に報告する。 - 農産物検査の結果(定期) - 登録検査機関の登録・更新の状況(随時) - 登録検査機関に対する改善命令、登録の取消し等の措置状況(随時) - 農産物検査に係る申出の措置状況(随時)

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
4	・園芸農産物、穀類、工芸農産物、畜産物、飲食物品、飼料、油脂等の生産、流通及び消費の増進等に関する事務(民間に対する調整) ・同上(地方自治体に対する助成) ・同上(地方自治体による生産・流通対策等に係る調整)	地域が行うことのできない全国的視点に立つて行うもの(以下の①～④など)に限定する。 ① 需要に見合った食料供給力の強化に関するもの ② 新技術の導入・確立の促進等を通じた先進的な経営体や産地の育成に関するもの ③ 県域を越えて広域に流通する農畜産物、飼料及び生産資材に関するもの ④ 国際的な課題への対応に関するもの			D	全国的視点に立つて行う事務に限定しており、既に必要な措置が取られているものである。 国と地方の役割分担 1. 国が現在行っているこれらの業務は、食料の安定供給(食料自給率の向上等)や農業の再生の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。 2. 具体的には、「事務・権限の概要」で示しているとおり、需要に見合った生産調整、食料供給力の強化や品目別の経営安定対策に関するもの、新技術の導入・確立の促進等を通じた先進的な経営体や産地の育成に関するもの、県域を越えて広域に流通する農畜産物、飼料及び生産資材に関するものなどであり、いずれも全国的な規模や視点で行っているものである。 本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由 1. 業務量について、 1局あたりの業務は、12,359人日/年となっており、1人あたりの年間業務日数を220日とすると、12,359人日/220日=56.2人が必要な計算になる。 したがって、7農政局分の必要人員は、56.2人×7=393人となり、地方農政局を廃止した場合、本省の人員を数倍に増員しなければ執行不能になる。 2. また、農畜産物の需給調整は、県域を超えて生産・流通される農畜産物を消費者に安定供給し、生産者の安定経営を可能にするため必要な業務。各地域の需要や生産の実態を踏まえて生産量を調整するほか、天候等の影響で過剰生産に陥った際にタイムリーに緊急需給調整等を行うためには、生産現場の的確な状況把握が必要不可欠であり、地方農政局の役割が重要。仮に地方農政局を廃止した場合、本省に各地域を担当する人員を配置し、本省から各地域へ頻繁に出張すること等が必要となる。 3. 農畜産物等の円滑な処理・加工・流通体制の確保のための調整についても、通常、県域を越えて行われる農畜産物等の処理・加工・流通が円滑に進むための体制を確保するために必要な業務。こうした県域を越えた各ブロック単位における農畜産物等の処理・加工・流通関係者間との調整を行うためには、地域の実情や実態の的確かつ迅速に把握できる地方農政局の役割が重要。仮に、地方農政局を廃止した場合、必要な調整を本省で行う必要があるが、地域の詳細な実情や処理・加工・流通実態の把握が困難となり、求められる調整能力が発揮できないおそれ。 4. 各品目別の経営安定対策の円滑な推進のための周知・指導は、国として経営安定対策を実施していく上で、必要な業務。特に、事業の要件確認事務等の事業推進体制や事業に対する意見・問い合わせ対応、地域指導機関等への指導業務や関係情報の収集等について、本省において一元的に実施することは困難。 このため、地方農政局が各ブロック単位でこれら業務を積極的に実施し、円滑かつ適正な執行体制を整備する必要。 5 環境保全型農業の推進や鳥獣被害・災害対策に係る業務については、環境保全型農業直接支援対策にあつては、地域の農業の実情等に応じて行う「地域特認」取組の承認や農業者の加入申請審査、交付金の支払い等が、鳥獣被害や災害に係る業務にあつては、県境等行政区画を超えて発生する被害に対して、広域的対策などの効果的な取組を全国的に講じることが、それぞれ必要であることから、地域の実情や実態の的確な状況把握が必要不可欠であり、地方農政局の役割が重要。仮に、地方農政局を廃止した場合、本省に各地域を担当する人員を配置し、本省から各地域へ頻繁に出張すること等が必要となることから、これらに的確に対応でき円滑かつ適正な事務執行が確保されるような体制整備が必要となる。 6. 直接採択事業、農畜産物の需給調整、各品目別の経営安定対策等に関する業務は、都道府県、市町村、農業関係団体等、地域で実際に事業に携わっている者との連絡調整、現地調査等が必要不可欠であり、そうした業務は本省で行うより、地域との面談等が可能で各地域の自然条件や社会条件、農業の実状等を細かく把握している地方農政局で行った方が遙かに機動的かつ効果的な事業実施を可能にする。	

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要したものの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
5	食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務 (民間に対する助成)		A-a ※これらの事務のうち、容器リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく検査指導等について、一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を、都道府県に付与することを検討。		A-a D	容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収、立入検査等について、一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を都道府県に付与(並行権限)することとし、国との連携体制の確保等を検討。ただし、国においても引き続き事務・権限を実施する。 容器包装リサイクル法及び食品リサイクル法の広報啓発については、パンフレット(「食品リサイクル法における発生抑制」等)の配布、ホームページ掲載、事業者等への巡回点検時の説明等、法令に関する国民の理解を深めることを目的とした、全国統一的に推進した方が効率的なものに限定して実施。	
6	食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務 (民間に対する広報啓発)	国の役割を、全国統一的に推進した方が効率的なもの又は地域が行うことのできない全国的視点に立った先端的、モデル的なものに限定する。	A-a ※これらの事務のうち、容器リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく検査指導等について、一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を、都道府県に付与することを検討。				

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
7	・土地改良事業等の実施(直轄事業の調査、計画等) ・土地その他の開発資源の調査に関する事務 ・直轄事業の実施 や国有財産である国営造成施設の利活用に必要な農業水利調整 ・土地改良事業等の実施(直轄事業の実施)	土地改良区等の受益者や施設管理者及び関係地方公共団体の合意を得た上で、直轄事業の対象施設の見直しについて検討することとする。			B	国営土地改良事業については、土地改良長期計画、東日本大震災の復旧・復興における国の役割、地方からの意見等を踏まえつつ、引き続き、地方公共団体からの要望があれば、基幹的役割の比較的小さい農業水利施設の財産権、水利権等を含む施設の維持・管理・更新に係る事務について移譲するための個別協議を試行的に行い、その状況を踏まえて移譲の可否について判断する。さらに、広域的な実施体制の進行に応じて、財産権等の追加的な移譲の課題を議論する。	
8	農地の転用に関する事務	第171回通常国会に提出した農地法等の一部を改正する法律案により、農地の総量を確保する新たな仕組みを構築した上で、農地確保施策の実施状況を踏まえ、第1次勧告で示された農地転用許可権限等の移譲など、国と地方の役割分担の見直しを行う。 【地方分権改革推進要綱(第1次)関連】		○	C	1 農地は、国民に対する食料供給のための生産基盤であり、国土保全等の多面的機能を果たしている、有限で貴重な資源。農地が存在する生産地と食料の供給先である消費地は一部道府県内等では完結せず、優良農地を確保していくことは国の責務。 2 規模の大きな農地の転用許可については、農地がまとまって失われるだけでなく、集団的な優良農地において、周辺農地の無秩序な開発を招くおそれがあるなど影響が大きく、国レベルの視点に立った判断を行うことが必要。 3 産業競争力会議において、「攻めの農業」を進める上で、「農地のフル活用」や「食料自給力の向上」(農地の確保)を目指すことで一致がみられているところ。 4 転用許可実績をみると、都道府県によるものが件数ベースで全体の99.9%(面積ベースで94.9%)を占め、ごくわずかだが、強い農業づくりの基盤となる規模の大きな農地の転用許可に限って国が関わることとしているところ。 5 平成21年の農地法等の一部を改正する法律附則第19条第4項において、同法施行後5年(平成26年)を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討することとされているところ。 6 よって、本事務については、「当面の移譲対象となる事務・権限」としてではなく、上記の検討の中で対応すべきもの。	

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したものの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
9	農林水産業に関する統計調査の実施	国の財政支出の基礎となる統計データについての中立・公平性や全国統一性の担保及び必要な調査精度を維持していくための専門性を有する人員の都道府県への移管についての条件の整備状況を見極めつつ、「公的統計の整備に関する基本的な計画」を踏まえ、都道府県への実査事務の移譲の在り方を検討する。			D	1 農林水産統計調査に係る実査業務を地方公共団体に移譲することについては、平成21年3月の「工程表」において、「国の財政支出の基礎となる統計データについての中立・公平性や全国統一性の担保及び必要な調査精度を維持していくための専門性を有する人員の都道府県への移管についての条件の整備状況を見極めつつ、…実査事務の移譲の在り方を検討する」とされているが、全国知事会の「国の出先機関の原則廃止に向けて」(平成22年7月15日)では、農林水産業に関する統計調査については「<u>廃止・民営化等する事務</u>」と整理しており、そもそも、<u>地方側は当事務の移管を求めている</u>。 2 農林水産統計調査に係る実査業務については、統計の精度の確保を図りつつ、国(特に地方組織)の職員による実査業務を必要不可欠なもの(農業経営統計調査と作物統計調査に係るもの)に絞り込みながら、調査業務のアウトソーシング(民間委託、調査員調査化、郵送調査化)や効率化等を推進してきたところである(H18以降、職員調査19本→2本、5調査を市場化テスト(民間委託)など)。 こうした実査業務については、 ① これらの調査によって把握される生産費や収穫量の統計データは、<u>農業者の経営所得安定のための支援制度やコメの需給調整制度などにおいて、国が財政支出を行う際の直接的な算定根拠となっていることから、国が、責任をもって、全国統一基準の下で、正確性・中立性のある精度の高い統計データを確保することが不可欠であるとともに、</u> ② これらの調査については、<u>高い正確性等が確保されるよう的確な調査を実施するためには、農林水産統計に関する訓練を長年受け、調査項目に関連する農業経営や農業生産等に関する幅広い専門的知識などに精通した高い専門性が必要である</u>(※H21.9統計委員会産業部会長報告においても同旨の指摘) ことから、国の職員が行うことが必要であり、また、こうした専門的な調査を国の責務である経営安定対策等の執行と一体的に行うことが効率的である。 3 他方で、都道府県の状況について見ると、 (1) <u>都道府県・市町村の統計要員は、近年、大幅な縮減や兼務化が進行しており、農林統計に必要な高い専門性を有する職員が十分に確保・育成されるような状況にはない。</u> [参考] 地方公共団体における統計事務従事者職員の現状 ・都道府県:1,907人(H24.4現在の現員数)。統計専任職員(定員)1,839人:10年間で2割減 ・市町村:7,924人(H24.4現在の現員数)。統計専担は1,215人:対前年2割減[兼務率85%] (2) また、<u>農林水産統計調査のスペシャリストの確保が困難な地方公共団体に実査業務を委ねた場合には、(たとえ国がマニュアル等を定めても)各地で調査方法や正確性等にばらつきが生じることとなる。このようなことになれば、当該調査結果の統計データに基づいて算出される国の財政支出の妥当性など、国の農政施策への信頼性等が損なわれることになる</u>とともに、<u>国としての説明責任も果たせなくなる。</u> [参考]例えば、経営所得安定対策における米の直接支払交付金において、生産費の統計データに1%の誤りが生じれば、当該交付金の支払いに要する財政支出において百億円程度の影響をもたらすことになる。 (3) さらに、国の農政の推進上、その時々々の国の農政の重要課題に対応して、新たな統計調査を機動的に実施することが必要とされるが、その時々で必要とされる統計調査ごとに、統計理論から設定される地域ごとの調査客体数に応じて調査に従事する職員を柔軟に配置変更させるなどの対応をとることは、地方公共団体では実態上きわめて困難であり、国の施策へ機動的に対応できない。 [参考]平成23年度に新たに導入したそば・なたねの戸別所得補償制度への対応の際は、当該制度に必要なデータを整備するため、地方組織を機動的に活用し、調査の指示からデータのとりまとめまで僅か4ヶ月で対応したところ。 (4) <u>以上のような地方の意向や現状等を踏まえ検討した結果、農林水産統計の実査業務の地方への移譲については困難である。</u> 4 上記1から3までを踏まえると、当事務については、引き続き国が実施する必要がある。 なお、統計業務の実施の在り方については、今後の「攻めの農林水産業」に関する農政の新たな展開や、次期「公的統計基本計画」の策定に向けた統計委員会での議論なども十分踏まえることが必要である。	

各府省の回答(一覧)

- 本資料は、各府省から提出された「事務・権限移譲等検討シート」のうち、「検討結果(事務・権限等の区分)」、「区分の理由等」及び「備考」を抜粋したもの。
- 事務・権限名については、平成22年見直し時のものをベースとして整理しているが、今回の回答において変更がある場合は、変更後の事務・権限名を「→」以下に記載している。

<森林管理局>

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
1	民有林直轄治山事業 (森林治水事業の実施(民有林野)) (地すべり防止に関する事業の実施(民有林野))	直轄事業の要件を明確化する。			D	既に必要な措置が取られている。	

各府省の回答(一覧)

- 本資料は、各府省から提出された「事務・権限移譲等検討シート」のうち、「検討結果(事務・権限等の区分)」、「区分の理由等」及び「備考」を抜粋したもの。
○ 事務・権限名については、平成22年見直し時のものをベースとして整理しているが、今回の回答において変更がある場合は、変更後の事務・権限名を「→」以下に記載している。

<経済産業局>

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
1	景気動向等に関する統計調査の実施・経済産業省生産動態統計調査(法定受託事務を除く)		A-a ※都道府県が既に調査を実施している業種であって、都道府県の側において受け入れる体制が整ったものについて移譲を検討	A-a ※ 都道府県が既に調査を実施している業種であって、都道府県の側において受け入れる体制が整ったものについて移譲を検討 C ※ 上記以外のもの		生産動態統計は統計法にて国が実施する基幹統計として位置づけられ、①鉱工業に関する月次動向の把握・公表、②IIP(鉱工業指数)、GDP速報等の重要経済指標作成の基礎データ提供等の役割を果たしており、業務の遅滞、精度の低下は経済政策上、大きな支障を及ぼす。本調査業務では、毎月半ばまでに約17,000事業所から前月末ベータの調査票を回収し、これら調査票について集計・分析の上、①業種別の統計を月末に公表するとともに、②同日に公表するIIPの算定用データの作成・提供を行っている。こうした極めてタイトな日程の中で、調査票の配布、回収・審査(疑義照会、修正等)、データの集計・指数化、分析等を行う必要があり、本省、局、都道府県が連携をとりつつ分担して調査業務に当たっている。 現在、局及び都道府県が分担して調査を実施している業種については、都道府県の側において追加業務(現在の局の担当事業所数は約4,300、都道府県担当は約2,000。)を遅滞なく処理するために受け入れる体制が整ったものについて、全国一律・一斉に局担当分の移譲を検討する。この場合、本事業は統計法に基づく基幹統計作成のために国が責任を持って継続して実施すべきものであることから、従来都道府県が実施してきた部分と同様、統計法に基づく法定受託事務として都道府県が受け入れることが前提となる。 他方、現在、局にて実施し、都道府県は関与していない業種は、鉄鋼、化学、紙パルプ、鉱物、非鉄金属等、比較的大規模の事業所から成り、通常その事業活動範囲が一の都道府県域を超えること等から、全国的な規模で実施すべき事務として、局にて調査を行ってきたもの。そのため、当該調査を各都道府県に移譲した場合、各都道府県にとってこれまで取り扱ってこなかった業種に対応するため専門的知識、体制整備が求められることに加え、これら業種は各事業所の規模が大きい半面、事業所数は少なく、都道府県に僅少数の業務(1県1業種当たり平均約2.6事業所)が分散されることから、全体の行政効率も低下するおそれがあり、引き続き局にて実施することが適当。 また、本調査業務については、調査票の印刷・発送等、民間を活用できる部分については既に外注により効率化を図っているところであるが、上記の通り、タイトな日程の中でIIPの作成業務と密接に連携しながら実施しなければならない業務であり、このような月次調査に係る業務全体を民間委託した場合、その円滑かつ継続的な実施は極めて困難。よって、引き続き国が中心となって実施することが必要。	

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
2	新規産業の環境整備に関する事務 ・エンジェル税制の認定	国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先進的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する。		○	A-a	当該事務は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律をはじめ租税特別措置法などの各種法令やマニュアルの理解などの高い専門性が求められ、また、審査能力等のノウハウの蓄積が必要となることから、専任の職員や部局の設置がなされた持続性のある十分な実施体制が必要である。また、当該事務は国税の特例措置等を適用するための前提となるものであることから、国税関連の解釈等に関して全国統一的に遂行される必要がある。このため、税関連解釈等に関して国との連携及び関係省庁との制度のあり方についての調整を前提に、的確な執行体制が確保され次第、移譲する。	当該事務は、国税の特例措置等を適用するための前提となるものであり、税関連解釈等に関しての国との連携及び関係省庁との制度のあり方についての調整が前提。
3	新規産業の環境整備に関する事務 ・産業クラスターの支援	産業クラスターの「自律的発展期」(2011年～2020年)における支援について、期間の短縮を含め、国の役割を縮小する。 【地方分権改革推進要綱(第1次)関連】		○	C	国の経済成長に資すると期待される新産業分野における広域的なクラスターについては、引き続き国の産業競争力強化の観点から支援していく必要がある。	
4	新規産業の環境整備に関する事務 ・ソーシャルビジネスの振興に関する事務			○	C	○平成24年度より、東日本大震災の復興支援事業として、対象地域を特定被災地域に限定した支援を実施している。本事業は域内の県境を跨いで活動するものに対しても支援することもあり、また、活動対象地域は復興の進捗を考慮して選定する必要があることから、国が域内を俯瞰して実施すべきもの。 ○なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から、現場に近い経済産業局が補助金交付事務等を行うことが適当。	
5	商工会議所に係る許可・監督に関する事務	商工会議所の定款変更等に係る国の権限について、規制緩和を含めて見直しを行い、都道府県に移譲する。 【地方分権改革推進要綱(第1次)関連】	A-a ※商工会議所の定款変更等に係る国の権限について、規制緩和を含めて見直しを行い、都道府県への移譲を検討。		A-a ※商工会議所の定款変更等に係る国の権限について、規制緩和を含めて見直しを行い、都道府県への移譲を検討。 C ※上記以外の事務	商工会議所は世界各国に存在し、輸出品の原産地証明、海外取引の斡旋など国境を越えた事業への支援活動を行っており、既に発給された証明書も含め、こうした活動に関する国際的な信用を維持するためには、引き続き、国が商工会議所の指導・監督について一定の権限を保持しなければ著しい支障が生じる。 業務の執行に当たっては、地方の商工業の状況の実態を的確に把握することが必要であること、また、許可対象者の利便性も考慮すると経済産業局にて実施するのが適切。	「地方分権改革推進委員会」から政府に対して出された「第1次勧告」(H20.5.28)及び「第2次勧告」(H20.12.8)において、「商工会議所の定款変更等に係る国の権限について、規制緩和を含めて見直しを行い、都道府県に移譲する。」こととされている。 したがって、移譲に当たっては、所要の規制緩和(届出制への変更等)を含めて検討することが必要。
6	技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 ・地域技術の振興に関する事務(地域イノベーション)			○	C	本事業は、地域性にとらわれず全国に広く波及効果が見込まれる可能性の高い、広域的な産学官連携による研究開発を実施している。提案事業の採択の観点からは、広域的実施体制や都道府県に移譲した場合、全国的な視点による提案採択ができず、我が国全体の産業競争力強化の観点から著しい支障を生じる。 また、事業実施主体である産学官連携体の組み合わせの観点からは、広域的実施体制や都道府県に移譲した場合、当該広域的実施体制等に属する自治体内の企業や大学、公的研究機関等からの提案が優先されることにより、全国的視点からみて真に必要な産学官連携の組み合わせによる研究開発提案を阻害する可能性があり、事業実施に著しい支障が生じる。 なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。 また、本事業では、平成24年度においては17件の提案を新規採択。執行にあたっては人材・知見の集積等の整備が不可欠であるが、採択件数が少なく、都道府県に移譲した場合、行政効率为非効率となるため、引き続き国が実施。	

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
7	技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 ・産学人材育成パートナーシップに関する事務			○	D (廃止済み)	産学人材育成パートナーシップ事業は、平成22年度をもって廃止。今後は、国(経済産業局)、自治体、大学、企業の協働による、地域イノベーションの創出も含め、世界に通用する産学人材の育成を推進。	
8	技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 ・情報処理の促進に関する業務			○	C	本業務は、地域振興に係るものではなく、国としてITの振興のために実施するものであり、IT総合戦略本部の強力なリーダーシップのもと、本年5月に策定される予定の戦略に従って実施していくことが求められているため、自治体や自発的な広域実施体制に移譲することは不適切。 また、IT分野は状況の変化が非常に早く、自治体や自発的な広域実施体制に移譲した場合、地域間で対策にバラつきが生じるなど、国家IT戦略を推進していく上で著しい支障が生じる。	
9	技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 ・アジア人材資金構想に関する事務 →技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 ・アジア人材資金構想に関する事務			○	D (廃止済み)	既に平成21年11月の事業仕分け(第一弾)の結果を受け、平成24年度をもって事業が終了しているため。	
10	工業標準化法(JIS法)に基づく事業所への立入検査等の事務		A-a ※一の都道府県内にのみ事業所等がある認証製造業者等への報告徴収、立入検査の権限については、事業所等の所在地を管轄する都道府県に権限付与(併行権限)を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。	A-a ※一の都道府県内にのみ事業所等がある認証製造業者等への報告徴収、立入検査の権限については、事業所等の所在地を管轄する都道府県に権限付与(併行権限)を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。 C ※上記以外の業務		・認証製造業者等には全国規模で事業展開しているところも多く、立入検査等で不適合が見つかった場合、国による全国的に均一かつ迅速な対応が必要。自治体間で認証製造業者等への対応の違いが生じれば、全国的に均一な対応が出来なくなり、対応の不十分な地域に不適合業者が集中する、自治体を跨る問題が生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が生じ、均一・公平な対応が取れなくなる。 ・各局とも少人数の担当で対応しており、各都道府県に担当者を配置することは非効率な運用になるとともに、技術継承や人材育成のコストも発生する。なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。	

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
11	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・ものづくり高度化支援に関する事務	国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先進的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、新連携、農商工等連携推進法及び中小企業地域資源活用促進法に関する補助金については、都道府県との密接な連携の下に執行できる仕組みを構築するように見直しを行う。 【地方分権改革推進要綱(第1次)関連】		○	C	国は、「中小ものづくり高度化法」に基づき、我が国の国際競争力強化において高度化することが必要なものづくり基盤技術に関して、中小企業者の研究開発計画を認定し、そのうち技術的に高度でリスクが高く、我が国の中小企業のものづくり基盤技術の高度化や川下産業のニーズへの対応に対して、特に効果が大きく、国として実施する必要性が高い研究開発について支援を行っている。また、研究開発体制は都道府県にとどまるものではない。 このため、広域の実施体制や都道府県に移譲した場合、全国的視点による国の重点政策に合致した支援を行うことができなくなり、著しい支障を生じる。	
12	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・新連携支援に関する事務			○	C	全国レベルの先進的なモデル事業に限定して行う必要から、国が全国的視点の下で法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。 広域の実施体制や都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、著しい支障を生じる。 また、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率。	
13	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・中小企業の地域資源活用に関する事務			○	C 一部D	全国レベルの先進的なモデル事業に限定して行う必要から、国が全国的視点の下で法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。広域の実施体制や都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、著しい支障を生じる。 また、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率。 なお、対象事業のうち法律による認定に基づかない地域資源活用販路開拓支援事業について平成23年4月から廃止した他、地域主権一括法(第一次)により、都道府県の基本構想の作成に係る規定及びその作成又は変更に係る主務大臣の認定に係る規定を廃止した。	
14	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・農商工連携に関する事務			○	C	全国レベルの先進的なモデル事業に限定して行う必要から、国が全国的視点の下で法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。 広域の実施体制や都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、著しい支障を生じる。 また、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率。	
15	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・中小企業再生支援に関する事務等			○	C	○以下の観点から全国的に統一された支援基準(実施基本要領)を示すだけでなく、個別案件についても統一的な取扱いが必要であり、国が認定支援機関の日常的な監督を通じて、その確実な実施を担保する必要がある。 ①地域毎に異なる運用がなされるため、取引先を広域に有する金融機関等の債権者は、地域によって支援の運用が異なることで、債権放棄等に応じることがきわめて困難となる。 ②地域毎に異なる運用がなされるため、全国的に統一された支援業務を担保できず、金融庁や国税庁から認められている金融検査上の取扱い(貸出条件緩和と債権としない取扱い)や課税上の取扱い(債務免除益課税の緩和、無税償却)が認められず、中小企業の事業再生が進まない。 ③事業再生支援を推進することは、倒産防止を抑制する機能を持つが、こうした機能は、地域間において差が設けられるのではなく、全国一律のセーフティネットとして機能する必要がある。 ○事業再生支援は、知見の集約が必要であり、ベストプラクティス等を全国で共有し、再生支援のインフラを充実する必要があるため、国が再生支援を行う必要がある。 ○また、地方公共団体が債権者として、直接貸付や債務保証をしていることから、債権放棄には地方議会の議決等が必要であり、利益相反を生じるため、地方自治体が適正に認定支援機関の認定や監督を実施することは困難。	
16	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・中小企業の経営承継の円滑化に関する事務			○	A-a	当該事務は、経営承継円滑化法をはじめ租税特別措置法や会社法などの各種法令やマニュアルの理解などの高い専門性が求められ、また、審査能力等のノウハウの蓄積が必要となることから、専任の職員や部局の設置がなされた永続性のある十分な実施体制が必要である。また、当該事務は国税の特例措置等を適用するための前提となるものであることから、国税関連の解釈等に関して全国統一的に遂行される必要がある。このため、税関連解釈等に関して国との連携及び関係省庁との制度のあり方についての調整を前提に、的確な執行体制が確保され次第、移譲する。	当該事務は、国税の特例措置等を適用するための前提となるものであり、税関連解釈等に関しての国との連携及び関係省庁との制度のあり方についての調整が前提。

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
17	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・中小企業応援センター事業の事務			○	D (廃止済み)	本事業は平成22年度をもって廃止。	
18	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・地域商店街活性化法に関する事務等			○	C	国は地方が行うことの出来ない全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要があり、本件も全国的視点のもとで採択を行っているところ。 地方自治体に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされないため、著しい支障を生じる。 自治体が広く商店街振興を行うのに加えて、国は全国的視点(モデル性、社会課題対応等)から選別して支援を行っており、財政上の制約がある中で、仮に都道府県に均等配分すれば、金額的にも薄い効果となる。また、本補助金は市町村経由で申請を受け付けているが、全国約1700市町村に均等配分すれば、効果が殆どなくなり、著しく非効率になる。 なお、道府県は商店街予算を減少中。事業者への直接補助により、県の財政事情に左右されずに国策を現場で遂行することができる。 なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。	・局の事務が本省引上げになった場合には、本省における執行体制整備のほか、商店街との意思疎通の減少、商店街側の負担の増加等が課題となる。
19	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・物流・流通業務効率化等に関する事務			○	A-b	当該事務に関して、本法律が施行された平成17年から経産省の認定件数は8件(共管3省で168件)であり、その内訳も関東局7件、中部局1件と申請に偏りがあるため、各都道府県への執行体制の構築や担当者配置は非効率である。 このため、当該地方自治体等の発意に応じて選択的に移譲することが望ましい。	本法は農林水産省、国土交通省との共管であり、地方移譲については両省との調整が必要。
20	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・JAPANブランド育成支援事業の事務			○	C	本事業は、日本全体の輸出促進政策を踏まえた「JAPANブランド」というコンセプトのもとで、中小企業の海外販路開拓の実現を目指すもの。海外市場において、国内の特定の地域のブランドはあまり浸透していない一方、日本全体では、安心・安全・高品質といったプラスのブランドイメージが確立しており、このブランド力を有効に活用し、海外市場を獲得していくためには、国を挙げた支援が必要である。 本事業は、地域間の公平性に配慮するのではなく、日本全体の輸出促進政策を踏まえた上でプロジェクトを選定しており、画一的な基準で選定できるものでもないことから、広域の実施体制等の整備が行われたとしても著しい支障が生じる。 平成24年度の本事業による支援件数は、全国で59件であり、47都道府県のうち、最も多くの案件がある自治体でも、その件数は7件にとどまっている。微少な事務量を自治体に移譲して行うことは、行政効率の観点から著しく非効率。また、案件数が少ないことから、各自治体には海外展開支援のノウハウが蓄積し難く、この点からも引き続き国が一体的に支援を行うことが妥当である。 事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当と考える。	

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
21	中小企業の取引の適正化、事業活動の機会の確保に関する事務 ・下請代金法に基づく検査、勧告 等		A-a ※事業者に対する報告・検査の権限を付与(併行権限)することについて、本法を所管する公正取引委員会と調整しつつ検討。ただし、地方経済産業局においても引き続き報告・検査を実施。		C	本件につき、下請代金法を主管している公正取引委員会からは、①ある地域では法律違反となり、ある地域では法律違反とならない等、下請代金法の統一的な運用が行われなくなるおそれがあること、②都道府県特有の事情によって法執行が左右されるおそれがあり、真に保護されるべき下請事業者が保護されなくなる等、下請代金法の中立的な執行が行われなくなるおそれがあることなどから、内閣府地域主権戦略室(現「内閣府地方分権改革推進室」)に対し、反対する旨の意見書が提出されているところ。 なお、中小企業庁としては、上記、公正取引委員会の意見に加え、各都道府県において、全国規模で事業展開をしている親事業者の取引実態を把握し、取締りを行うことは、難しいと考えており、その結果、①各都道府県によって立入検査や改善指導などが重複して行われること(もしくは重複して行われないように調整すること)による行政コストの増大、②下請事業者への調査が、下請事業者1社に対して複数の都道府県から行われるなど、下請事業者の負担の増大となること、などにより、下請事業者の利益の保護という下請代金法の法益の確保が図られなくなることも懸念している。 よって、公正取引委員会及び当庁が指摘している、上記事項をはじめとする懸念事項が解消されない限りは、都道府県へ事務・権限の移譲をすることは困難。	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等) 関係省庁と調整が必要。
22	中小企業の交流又は連携及び組織に関する事務 ・中小企業団体法に基づく協業組合の設立認可、報告、立入検査等 ・中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の設立認可、報告、立入検査 等		A-a ※一の都道府県を区域とする特定業種の協業組合、商工組合、商工組合連合会に関する許認可等の権限の移譲を検討		A-a 一部C	一の都道府県を区域とする特定業種の協業組合、商工組合、商工組合連合会に関する認可等の権限については移譲を前提として、詳細について検討。 都道府県の区域を超える組合については、現行の地方自治法における「広域の実施体制」では組織の永続性が担保されず、広域の実施体制の地区が変更されることにより、許認可の主体が変わる等、制度の安定的実施に著しい支障を来すため、そうした諸条件が担保されない限り、引き続き経済産業局が実施することとする。	本法に基づく中小企業組合の認可の事務を行う国の地方支分部局のうち、国税局や財務局については、国の責任で引き続き事務を実施すべきとの観点から、今回の仕分けの対象外となっている。
23	中心市街地の活性化に関する事務 ・戦略的中心市街地商業等活性化支援に関する事務等			○	C	中心市街地の活性化に関する事務は、施策効果の適正化・最大化を図るため、各地域の特性や近隣地域の状況等を配慮しつつ、国が地方自治体の枠を超えた全国的視点のもとで行う必要がある。また、中心市街地の活性化は、現在露呈している人口減少や高齢化といった課題に起因する全国的な地方都市の衰退に対して大きな効果が期待でき、その効果は一つの地域にとどまらない付加価値をもたらすものであることから、国が主体的にその事務を担うべきである。加えて、直接の支援先である民間事業者等の利便性や補助金の効率的な執行等の観点からも経済産業局が行うことが適当。 特に補助事業については、限られた財源の中で、周辺他地域の先導的モデルとなり得る事業のみに限定して採択を行う必要があり、中活法に基づき関係大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を行った市町村の作成する基本計画の中から全国的視点のもとで採択を行っているところ。なお、地方自治体に移譲した場合、全国的視点による採択が困難となるため、施策の最適化がなされず、その結果、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上に向けた総合的かつ一体的な取組に著しい支障が生じる。	
24	企業立地促進に関する事務 ・新規立地に繋がる人材育成支援に関する事務 等			○	C	○国は都道府県等が策定した基本計画の中から、全国的な視点で我が国の産業競争力強化に資する広域的な取組を支援する必要があり、本事業も我が国の産業競争力強化を図るため、地域に均一に配分するのではなく、全国的な視点のもとで採択を行っている。 ○広域の実施体制や都道府県に移譲した場合、全国的な視点による国の重点政策に合致した事業を採択する事が出来ず、産業競争力強化の観点から著しい支障が生じる。 ○なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から、現場に近い経済産業局が補助金交付事務等を行うことが適当。	

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
25	特定商取引法に基づく調査・処分に関する事務	一の都道府県内にのみ事業所等があるクレジットカード業者に対する報告徴収、立入検査の権限を、都道府県に付与する。			—	○上記「事務・権限の概要」に記載の通り、特定商取引法においては、国と同等の調査・処分権限を都道府県はすでに有しており、かつ、都道府県は既に域外事業者に対するものを含め立入検査や行政処分を行っている。つまり、全国知事会の求めは特定商取引法上の事務・権限についてはすでに達成されている。 ○よって、地方自治体への事務・権限の移譲の是非に関しては検討を要さない。 (参考) ○訪問販売・通信販売・電話勧誘販売などについては事業者の所在地に関わらず全国的に消費者被害が生じており、国と都道府県とがそれぞれの役割分担の下で調査・処分を行うこと、すなわち、県域内の事案については都道府県が実情を踏まえて対処する一方で、国(消費者庁・経済産業局)は全国的に被害が及んでいる事案などに対処することが、消費者利益の保護のためには必要不可欠。 ・全国的な被害をもたらす悪質事業者の所在地は全国に散らばっており、立入検査などを含め調査を機動的に実施するとともに、業務停止の監督・担保や指示の履行状況のチェックなど行政処分後の状況をきめ細かくフォローするためには、国の法執行の機関が各地域に存在していることが不可欠。 ・仮に消費者庁本体のみが国が対処すべき事案を担うこととなれば、国の法執行力は大幅に低下(担当職員数は1/8程度に減少)することとなり、消費者利益の保護に大きく支障をきたすことになりかねない。 ・都道府県の法執行強化の支援として、都道府県が行う立入検査などに求めに応じ国が立ち会うといった協力をしているところ、各地域に存する国の機関がそうした支援・協力を行うことが効果的かつ効率的。	

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
28	割賦販売法に基づく前払式割賦販売業者、前払式特定取引業者、包括クレジット事業者、個別クレジット事業者に対する許可・登録、立入検査、処分等に関する事務 一割賦販売法に基づく前払式割賦販売業者、前払式特定取引業者、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者に対する許可・登録、立入検査、報告徴収、処分等に関する事務		A-a ※一の都道府県内にのみ事業所等があるクレジット業者に対する報告徴収・立入検査の権限付与(併行権限)を検討。ただし、引き続き出先機関の事務・権限として実施。		A-a 一の都道府県内にのみ事業所等がある信用購入あっせん業者に対する報告徴収・立入検査の権限付与(並行権限)を検討。ただし、引き続き出先機関の事務・権限として実施。 C ※上記以外のもの	〇都道府県の事務とすることにより、都道府県間で事業者への対応が異なれば、全国均一の規制ができなくなり、違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、広域自治体を跨る消費者事故が生じた場合に迅速・適切な対応ができない等の事態が生じ、均一かつ公平な消費者保護が図られない。さらに、こうした事態が続けば、割賦販売システムに対する国民の信頼の低下を招き、簡便な決済手段として商品の流通等の円滑化に資する当該システムに悪影響を与えることとなる。このため、割賦販売法の規制は国内で統一的に運用される必要がある。 〇都道府県へ事務を移譲した上で、なお規制の一律性を確保するための方策としては、事務処理等の統一基準を定め、国の指示等を認めることも一般的には考えられる。しかしながら、仮に一の都道府県内にのみ事業所がある事業者であったとしても、顧客は当該都道府県外にも存在するため、単一都道府県が全国で発生している被害実態を的確に把握し、適切な処分を行うことは困難である。また、各都道府県内において、職員に求められる割賦販売法や他の消費者保護関係法に係る高度な知見や十分な経験を有する職員を一定数育成し、それぞれ配置することが必要であるが、各都道府県における事業者分布に偏り(後述)があることから、事業者の少ない都道府県においても職員を配置することは非効率であり、また十分な職員を配置できない場合には基準通りの規制を実施することは困難となる。 〇割賦販売法に基づく規制の対象としては、①商品の引渡し又は役務の提供に先立って代金又は対価を受領する前払式割賦販売及び前払式特定取引、②商品の引渡し又は役務の提供後に代金を受領する信用購入あっせんの2類型がある。①については、例えば前払式割賦販売業者又は前払式特定取引業者が破綻した際には、現在、国において前払積立金を還付する必要があるところ、還付手続きに当たっては、債権者の特定や精算手続き等の専門的かつ膨大な業務量が生じる。このため、これら事務を処理する人員を迅速かつ大量に動員できる体制を備える必要が生じ、負担が大きい。したがって、十分な体制整備の確保が担保されない限り、前払式割賦販売及び前払式特定取引に係る国の事務を都道府県に事務移譲することは困難である。なお、一の都道府県内にのみ事業所等がある前払式割賦販売業者又は前払式特定取引業者に対する報告徴収及び立入検査に関する事務については、既に当該事業所等の所在地を管轄する都道府県にも権限を付与(並行権限)している。 〇また、②の信用購入あっせん業については、例えばクレジットカードは事業者の所在地に関係なく全国どこでも使える等、事業者の所在地と当該事業者の契約者(消費者)の所在地の関連性が極めて薄い。このため、仮に一の都道府県内にのみ事業所等がある事業者であったとしても、当該事業者に係る消費者被害は全国的に発生している状況が想定されるほか、例えば、ある都道府県が域内の包括信用あっせん購入業者の登録取消処分を行った場合には、全国で当該事業者の発行するクレジットカードが使えなくなる等、ある都道府県が行った処分が他の都道府県にまで及ぶこととなり、消費者の利便性を含めて多大な影響を及ぼすため、国において実施することが必要である。加えて、事業者の分布を見ると、都道府県毎に大きくばらついており、域内に数社しか事業者がいない都道府県もある。このため、事業者の少ない都道府県においても、割賦販売法に係る規制の実施に必要な高度な知見や十分な経験を有する職員を配置し、規制実施体制を構築することは非効率である。 〇他方、一の都道府県内にのみ事業所等がある信用購入あっせん業者に対する事務のうち、報告徴収・立入検査に関する事務については、割賦販売法に基づく登録や処分と異なり、主に消費者被害に係る情報を当該事業者から収集することが目的と考えられるため、前述の全国均一な規制の実施に対する影響や、他の都道府県の消費者に対する影響が少ないと考えられる。また都道府県に権限を付与することで、より機動的に情報収集を行うことが期待できる。このため、当該事業所等の所在地を管轄する都道府県にも権限を付与(並行権限)することを検討する。	

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したもの	今回の各府省の回答		移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
					区分	区分の理由等	
27	消費生活等の相談に関する事務	「消費者行政推進基本計画」において、地方の消費生活センター等を一元的な消費者相談窓口と位置付け、緊急時の対応や広域的な問題への対処のために全国ネットワークを構築するとされていることを踏まえつつ、地方公共団体との連携を強化する。			C	消費者等からの問い合わせに適切かつ迅速に対応することは、国、地方自治体ともに重要な事務である。そのため、消費者庁では2010年1月より全国どこからでも身近な消費生活相談窓口(都道府県の消費生活センター、市区町村の消費生活センター等)につながる共通の電話番号である「消費者ホットライン」の事業を実施している。 一方、経済産業局に設置する相談室は、経済産業省の所掌事務に係る消費生活に関する苦情及び問い合わせに対応する相談窓口(電話、電子メール、文書、面接等にて受付)として設置されている。具体的には、特定商取引法や割賦販売法等の法律を所掌する経済産業省として、これらの法解釈について特に知見があり、一般消費者のみならず、地方自治体の消費生活センター等の相談員からの問い合わせに対しても、必要な情報の提供を行う役割を担っている。 ※地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせは全体の約3割を占めている。 また、特定商取引法、割賦販売法等の執行上に極めて重要な悪質事業者の行為の端緒情報の一次収集機能も担っており、特定商取引法、割賦販売法等の法執行業務の一環としても、経済産業局にて相談業務を行うことが必要である。	
28	消費生活用製品安全法に基づく消費生活用製品の製造・輸入業者への立入検査等の事務	家庭用品の品質表示に関し、一の都道府県内にのみ事業所等がある製造業者等に対する報告徴収、立入検査の権限を、都道府県に付与する。	A-a ※一の都道府県内にのみ事業所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与(併行権限)を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。		A-a ※一の都道府県内にのみ事業所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与(並行権限)を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。 C ※上記以外のもの	消費生活用製品安全法の執行を都道府県の事務とすることにより、都道府県間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制(検査、処分等)ができなくなり、 (イ)違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、 (ロ)同一製品による事故が都道府県を跨って生じた場合に適切な対応ができない、 といった事態が増加。一部の都道府県における安全水準が下がり、消費者の生命や財産の被害を伴う製品事故が生じる可能性があり、国全体での均一・公平な安全対策が図れなくなる。このため、製品安全に係る規制は国内で統一的に運用される必要がある。 消費生活用製品の流通は単一都道府県に閉じるものではないため、技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低い。製品事故が生じた場合、事故が発生した場所と製造・輸入事業者の事務所・事業所等の所在地が同じである可能性も低い。国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反対応(違反事業者への改善命令や技術基準不適合品に係る表示禁止命令、及びそれらに伴う事実検証や改善指導等)を迅速かつ全国一律に行うことが必要。 また、消費生活用製品安全法の執行にあたっては、同法の規制スキームに加え、石油燃焼機器、浴室用温水循環器、ライター等、多様な規制対象製品の技術基準等に深い知見を持ち、不適合製品に対して適切な改善指導を行う必要がある。各局とも少人数の習熟した担当者で対応しているところ、各都道府県で執行を行うためには、それぞれの都道府県が一定数の担当者を育成し、それぞれ配置することが必要であり、非効率である。 なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事業所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与(並行権限)することを検討。	当該業務の移譲に当たっては、全国一律の安全対策を確保する理由から、出先機関においても引き続き事務・権限を実施することを条件(前提)とする。

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
29	電気用品安全法に基づく電気用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務		A-a ※一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与(併行権限)を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。	A-a※一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与(併行権限)を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。 C ※上記以外のもの		電気用品安全法の執行を都道府県の事務とすることにより、都道府県間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制(検査、処分等)ができなくなり、 (イ)違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、 (ロ)同一製品による事故が都道府県を跨って生じた場合に適切な対応ができない、 といった事態が増加。一部の都道府県における安全水準が下がり、消費者の生命や財産の被害を伴う製品事故が生じる可能性があり、国全体での均一・公平な安全対策が図れなくなる。このため、製品安全に係る規制は国内で統一的に運用される必要がある。 電気用品の流通は単一都道府県に閉じるものではないため、技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低い。製品事故が生じた場合、事故が発生した場所と製造・輸入事業者の事務所・事業所等の所在地が同じである可能性も低い。低く、国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反対応(違反事業者への改善命令や技術基準不適合品に係る表示禁止命令、及びそれらに伴う事実検証や改善指導等)を迅速かつ全国一律に行うことが必要。 また、電気用品安全法の執行に当たっては、同法の規制スキームに加え、特定電気用品及び特定以外の電気用品を合わせ500近い規制対象製品の技術基準等に深い知見を持ち、不適合製品に対して適切な改善指導を行う必要がある。なお、各局とも少人数の習熟した担当者で対応しているところ、各都道府県で執行を行うためには、それぞれの都道府県が一定数の担当者を配置することが必要であり、非効率である。 なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与(並行権限)することを検討。	当該業務の移譲に当たっては、全国一律の安全対策を確保する理由から、出先機関においても引き続き事務・権限を実施することを条件(前提)とする。
30	ガス事業法に基づくガス用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務		A-a ※一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与(併行権限)を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。	A-a※一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与(並行権限)を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。 C ※上記以外のもの		ガス事業法の執行を都道府県の事務とすることにより、都道府県間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制(検査、処分等)ができなくなり、 (イ)違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、 (ロ)同一製品による事故が都道府県を跨って生じた場合に適切な対応ができない、 といった事態が増加。一部の都道府県における安全水準が下がり、消費者の生命や財産の被害を伴う製品事故が生じる可能性があり、国全体での均一・公平な安全対策が図れなくなる。このため、製品安全に係る規制は国内で統一的に運用される必要がある。 ガス用品の流通は単一都道府県に閉じるものではないため、技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低い。製品事故が生じた場合、事故が発生した場所と製造・輸入事業者の事務所・事業所等の所在地が同じである可能性も低い。例えば、ガス燃焼機器は北日本で多く使われるが、製造工場の多くは中部地方等、必ずしも主たる消費地区ではない範囲に位置している。国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反対応(違反事業者への改善命令や技術基準不適合品に係る表示禁止命令、及びそれらに伴う事実検証や改善指導等)を迅速かつ全国一律に行うことが必要。 また、ガス事業法の執行にあたっては、同法の規制スキームに加え、ガストープやふろがま等の規制対象製品の技術基準等に深い知見を持ち、不適合製品に対して適切な改善指導を行う必要がある。なお、各局とも少人数の習熟した担当者で対応しているところ、各都道府県で執行を行うためには、それぞれの都道府県が一定数の担当者を育成し、それぞれ配置することが必要であり、非効率である。 なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与(並行権限)することを検討。	当該業務の移譲に当たっては、全国一律の安全対策を確保する理由から、出先機関においても引き続き事務・権限を実施することを条件(前提)とする。

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
31	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス器具等の製造・輸入業者への立入検査等の事務		A-a ※一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者に対する報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与(併行権限)を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。		A-a ※ 一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与(並行権限)を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。 C ※上記以外のもの	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の執行を都道府県の事務とすることにより、都道府県間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制(検査、処分等)ができなくなり、 (イ)違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、 (ロ)同一製品による事故が都道府県を跨って生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が増加。一部の都道府県における安全水準が下がり、消費者の生命や財産の被害を伴う製品事故が生じる可能性があり、国全体での均一・公平な安全対策が図れなくなる。このため、製品安全に係る規制は国内で統一的に運用される必要がある。 液化石油ガス器具等の流通は単一都道府県に閉じるものではないため、技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低い。製品事故が生じた場合、事故が発生した場所と製造・輸入事業者の事務所・事業所等の所在地が同じである可能性も低い。例えば、液化石油ガス燃焼機器は北日本で多く使われるが、製造工場の多くは中部地方等、必ずしも主たる消費地区ではない範囲に位置している。国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反対応(違反事業者への改善命令や技術基準不適合品に係る表示禁止命令、及びそれらに伴う事実検証や改善指導等)を迅速かつ全国一律に行うことが必要。 また、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の執行に当たっては、同法の規制スキームに加え、液化石油ガスに係る燃焼機器から供給機器まで、規制対象製品の技術基準等に深い知見を持ち、不適合製品に対して適切な改善指導を行う必要がある。 各局とも少人数の担当者で対応しているところ、各都道府県で執行を行うためには、それぞれの都道府県が一定数の担当者を配置することは必要であり、非効率である。 なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与(並行権限)することを検討。	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等) 当該業務の移譲に当たって、全国一律の安全対策を確保する理由から、出先機関においても引き続き事務・権限を実施することを条件(前提)とする。

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
32	家庭用品品質表示法に基づく家庭用品の製造・販売・表示業者への立入検査等の事務		A-a ※一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・表示業者・販売業者(卸売業者に限る)に対する報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与(併行権限)を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。		A-a ※ 一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与(並行権限)を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。 C ※上記以外のもの	家庭用品品質表示法の執行を都道府県の事務にすることにより、都道府県間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制(検査、処分等)ができなくなり、 (イ)違反事業者が規制の緩い地域へ集結する、 (ロ)同一製品による事故が都道府県を跨って生じた場合に適切な対応ができない、 といった事態が増加。一部の都道府県における品質表示が適切に行われなくなることで、家庭用品の表示に混乱が生じ、国全体での均一・公平な品質表示が図れなくなる。このため、家庭用品の品質表示に係る規制は国内で統一的に運用去れる必要がある。 家庭用品の流通は単一都道府県に閉じるものではないため、品質に関する表示の不正が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低い。国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反対応(製造・販売(卸売業者)に対する報告徴収・立入検査・指示等)を迅速かつ全国一律に行うことが必要。 また、家庭用品品質表示法の執行に当たっては、同法の規制スキームに加え、繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品といった多様な規制対象製品の表示項目について詳細な知見を持ち、不適合製品に対して適切な改善指導を行う必要がある。各局とも少人数の習熟した担当者で対応しているところ、各都道府県で執行を行うためには、それぞれの都道府県が一定数の担当者を育成し、それぞれ配置することが必要であり、は非効率である。 なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・表示業者・販売業者(事業者届出への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与(並行権限)することを検討。	当該業務の移譲に当たっては、全国一律の安全対策を確保する理由から、出先機関においても引き続き事務・権限を実施することを条件(前提)とする。
33	工業用水道事業法の施行に関する事務・給水開始前の届出、事業休止等 →工業用水道事業法の施行に関する事務・自家用工業用水道施設の届出、届出事項の変更の届出、給水廃止の届出及び給水に関する報告	自家用工業用水道施設の届出、届出事項の変更の届出、給水廃止の届出及び給水に関する報告に係るものについては、都道府県に移譲する。			C	工業用水道事業者には、都道府県、市町村、企業団、民間事業者が存在する(平成25年4月1日現在、都道府県40、政令指定都市9、市町村92、企業団9、民間事業者2、計152)。 工業用水道事業法の施行等に関する事務を都道府県に移譲した場合、同様の事業を行う市町村や民間事業者が存在する中、都道府県だけに権限を与えることは工業用水道事業者間のイコールフットingの観点から、著しい支障が生じる。	
34	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進・容器包装リサイクル法	一の都道府県内等においてのみ事務所等がある小売業者に対する家電リサイクル法上の報告徴収、立入検査の権限を、都道府県等に付与する。	A-a ※事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与(併行権限)を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。		A-a 事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与(並行権限)を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。 C ※上記以外のもの	対象となる特定事業者のうち、全国規模で活動するものが相当数存在し、こうした事業者の全国における取組の把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、我が国の資源の有効な利用といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。 また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。 ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与することを検討。	共管省庁(環境省、農林水産省、財務省、厚生労働省)も同様に都道府県に権限付与する必要がある。関係省庁と調整が必要。

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
35	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進・家電リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査		A-a ※報告徴収・立入検査について、事務所、事業所等の所在地を管轄する権限付与(併行権限)を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。		A-a 報告徴収・立入検査について、事務所、事業所等の所在地を管轄する権限付与(併行権限)を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。 C ※上記以外のもの	都道府県域を超えて活動する小売業者及び製造業者等の全国の店舗・事務所等における取扱いの把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、国民の財産の回復(支払ったリサイクル料金の返還等)や法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。 ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与することを検討。	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等) 環境省と共管であり、調整が必要。
36	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進・食品リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査		A-a ※事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与(併行権限)を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。		A-a 事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与(併行権限)を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。 C ※上記以外のもの	対象となる事業者のうち、全国規模で活動するものが相当数存在し、こうした事業者の全国における取組の把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、我が国の資源の有効な利用といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業者も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。 ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与(併行権限)することを検討。(主官省庁である、農林水産省との調整が必要。)	共管省庁(国土交通省、農林水産省、財務省、厚生労働省、環境省)も同様に都道府県に権限付与する必要がある。関係省庁と調整が必要。 また、税関連解釈等に関する国の連携及び関係省庁との制度のあり方についての調整が前提。
37	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進・資源有効利用促進法に基づく報告徴収、立入検査		A-a ※事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与(併行権限)を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。		A-a 事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与(併行権限)を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。 C ※上記以外のもの	対象となる指定表示事業者のうち、全国規模で活動するものが相当数存在し、こうした事業者の全国における取組の把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、全国統一的な識別表示及び分別回収の促進による資源の有効利用、廃棄物の発生抑制といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業者も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。 ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与(併行権限)することを検討。	共管省庁(国土交通省、農林水産省、財務省、厚生労働省)も同様に都道府県に権限付与する必要がある。関係省庁と調整が必要。

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
38	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進・自動車リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査	一の都道府県内等のみ事務所等がある小売業者に対する家電リサイクル法上の報告徴収、立入検査の権限を、都道府県等に付与する。			C	都道府県域を超えて全国的な事業展開を行っている自動車製造業者及び自動車輸入業者(以下「メーカー等」)に対する許可、監督業務についてはその影響が広範囲にわたることから国(本省)が責任を持って行っている。 局は、メーカー等から委託を受けて再資源化を行う事業者の監督業務を行っているが、当該事業者がメーカー等との委託契約に基づいて実施していることから委託契約関係を確認する必要があり、メーカー等に対する指導、勧告等の法的措置と一体となって実施することが不可欠。仮に、広域の実施体制が整備されたとしても、メーカー等は全国規模で活動をしていることから、ブロックを超えた全国規模の調整は困難であり、業務の執行に著しい支障を生じる。 また、当該委託事業者の事業所は全国2,000箇所以上あるため、事業執行における機動性の確保等の観点から、引き続き現場に近い経済産業局で実施することが適当。	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等) 環境省と共管のため調整が必要
39	エネルギーの使用合理化に関する事務・省エネ法に基づく指導助言、報告の徴収等	平成22年4月からの改正法施行後の状況を踏まえつつ、一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を、都道府県に付与することとし、その詳細を検討する。	A-a ※平成22年4月施行の改正法の執行状況を踏まえつつ、一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を、都道府県に付与することとし、その詳細を検討する。ただし、国・出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。	A-a (一の都道府県内で完結する事業者への措置(指導・助言、報告徴収・立入検査)に関する事務・権限を、都道府県に付与することとし、その詳細を検討する。ただし、国・出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。) C ※上記以外のもの	A-a (一の都道府県内で完結する事業者への措置(指導・助言、報告徴収・立入検査)に関する事務・権限を、都道府県に付与することとし、その詳細を検討する。ただし、国・出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。) C ※上記以外のもの	エネルギーの使用合理化に関する事務については、以下に述べるとおり、情報の一元的管理及び当該情報に基づく全体的視点からの対応の必要性、また事業者の利便性の観点から、都道府県や広域の実施体制のみでは対応出来ず、国による執行が必要である。 ただし、省エネ法に基づく特定事業者等への措置(指導・助言、報告徴収・立入検査)については、一の都道府県にのみ事業所等を設置する事業者が対象である場合に限り、近接性の観点から、都道府県が当該措置を実施することとし、その詳細を検討する。 【国・出先機関による執行が必要である理由】 本法の目的であるエネルギーの使用の合理化を総合的に推進するためには、本法に基づく定期報告書等により事業者のエネルギー使用に関する情報を一元的に管理し、「事業者全体の状況」と「個々の事業者の状況」の両者を踏まえて事業者の取組を評価し指導、立入検査等を実施する必要があるが、都道府県や広域の実施体制では、かかる情報の一元的管理に著しい支障が生じ、全体的視点からの対応が困難である。特に自発的な広域の実施体制を構築し本法に基づく事務を実施することについては、あるブロックでは広域の実施体制が整備されているが、他のブロックでは整備されていないといった事態が想定され、本法の執行に著しい支障が生じるのみならず、ブロックを超えた対応が必要な場合に支障が生じる。また、直近(平成20年)の法改正により規制対象を従来の「事業所単位」から「事業者単位」に変更したところであるが、これは事業者における省エネルギー対策の強化を図る観点から我が国事業者のエネルギー使用状況をより幅広く把握するとともに、事業者が複数の所在地に設置している全ての工場等について全体としての効率的かつ効果的な省エネルギー対策の実施を義務づけるための措置であり、都道府県、広域の実施体制単位で本法を執行することはかかる法改正の主旨と相反する。 ・他方、事業者にとっては、都道府県、広域の実施体制による実施とした場合、県・ブロック外への事業所の開設等により、本法に基づく各種の届出・報告書等の提出先が変わることとなり、事業者側に著しい混乱、負担を生じさせる。 ・以上のとおり、情報の一元的管理及び当該情報に基づく全体的視点からの対応の必要性、また事業者の利便性の観点から、都道府県や広域の実施体制のみでは対応出来ず、国による執行が必要である。 ・なお、事業者は全国に展開することから、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当である。	(移譲に当たっての条件等) ・事業者は都道府県域を超えて事業展開を行っている場合が少なくないことから、エネルギー使用に関する情報を一元的に管理し、「事業者全体の状況」と「個々の事業者の状況」の両者を踏まえて事業者の取組を評価し立入検査等を実施する必要性に鑑み、当該事務は引き続き経済産業局も実施する。(並行権限) ・その上で、事業所等が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査を都道府県に付与するに当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、国が作成した統一的な指導方針に基づき、都道府県において、省エネ法の趣旨に即した的確な業務実施体制が整備される場合に限り、都道府県への並行権限の付与を検討していく。

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
40	品確法の施行に関する事務等 ・揮発油(ガソリン)販売業者等の登録業務、報告、立入検査等		A-a ※給油所等事業所が一の都道府県内にある揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者の報告徴収、立入検査の権限について、事業者への追加的負担が生じないよう担保しつつ、事務所、事業所等の所在地を管轄する都道府県に付与(併行権限)することを検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。	A-a (給油所等事業所が一の都道府県内にある揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者の報告徴収、立入検査の権限について、事業者への追加的負担が生じないよう担保しつつ、事務所、事業所等の所在地を管轄する都道府県に付与(並行権限)することを検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。) C ※上記以外のもの		揮発油等に異物が混入した場合、被害が都道府県を越えて全国的に広がることから、全国の販売所等に対する統一的な緊急措置としての指示等が必要となるが、都道府県のみが行う場合、全国的に緊急的な指示等の実施に著しい支障が生じる。また、原因の究明においても、同様に輸入された港から事業所までの広範囲に渡る調査を早急に行う必要があることから、揮発油の品質確保に係る業務は引き続き国が行わなければ、迅速な対応に著しい支障が生じる。 ただし、例えば、経済産業局と都道府県との間で報告等を行う仕組みとするなど、並行権限とすることにより事業者の追加的負担が生じることのないよう制度的に担保することを前提に、給油所等事業所が一の都道府県にある揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者の報告徴収・立入検査権限(指示等の処分は除く)については、当該給油所等事業所が所在する都道府県に付与することを検討する。	給油所等事業所が一の都道府県内にある揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者の報告徴収、立入検査の権限について、事業者への追加的負担が生じないよう担保しつつ、事務所、事業所等の所在地を管轄する都道府県に付与(並行権限)することを検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。
41	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進・小型家電リサイクル法に基づく報告徴収及び立入検査			A-a 事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与(並行権限)を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。 C ※上記以外のもの		対象となる認定事業者は、基本的には複数都道府県で活動するため、こうした事業者の広域の取組の把握が担保されず、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、我が国の資源の有効な利用といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。 ただし、近接性の観点から、認定事業者の業務の範囲が一道県にとどまる場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与(並行権限)することを検討。	共管省庁(国土交通省、農林水産省、財務省、厚生労働省)も同様に都道府県に権限付与する必要がある。関係省庁と調整が必要。
42	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく技術基準適合命令、指導・助言並びに特定特殊自動車の使用者に対する報告徴収・立入検査			A-a		特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく使用者への技術基準適合命令、指導・助言並びに特定特殊自動車の使用者に対する報告徴収・立入検査については、地方経済産業局の事務から外し、地方公共団体に移管する。 本省の事務である製造業者等への規制(法第13条の改善命令等)のために、使用者に対する報告徴収及び立入検査が必要な場合には、本省において行うものとする。 管内の一部の行政区域のみに移管した場合、残る区域の対応のため引き続き経済産業局においても体制が必要となるため、全国一律・一斉の事業移管が必要。	

各府省の回答(一覧)

- 本資料は、各府省から提出された「事務・権限移譲等検討シート」のうち、「検討結果(事務・権限等の区分)」、「区分の理由等」及び「備考」を抜粋したもの。
- 事務・権限名については、平成22年見直し時のものをベースとして整理しているが、今回の回答において変更がある場合は、変更後の事務・権限名を「→」以下に記載している。

<地方整備局>

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の 見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A —a」、「A—b—①」とされたもの	(3)地方が 特に移譲 等を要望し たもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
1	国営公園の整備及び管理に関する事務(占用・行為許可等を含む) →国営公園(イ号公園のうち、一の都道府県で完結する、整備が概成した公園に限る)の管理に関する事務(占用・行為許可等を含む)	都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、関係法令の改正により、移管に必要な新たな制度を設け、都道府県との調整が図られた公園から移管する。	A—b—① (一の都道府県で完結する公園(ロ号公園を除く)で整備が概成した公園の管理)		A—b	都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、個別の都道府県の意向の確認を行った上で、関係法令の改正により、移管に必要な新たな制度を設け、都道府県との調整が図られた公園から移管する。	国営公園の管理に関する事務・権限の移譲に当たっての「職員の処遇のあり方や、事務・権限の移管に伴う財源のあり方」に関する政府全体の議論については、内閣府が主導して進めていくことが必要。

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の 見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A -a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が 特に移譲 等を要望し たもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
2	河川等に係る整備 等に関する計画、工 事及び管理の実施 河川等の利用、保 全に関する許認可 等	一級河川の地方への 移管については、引 き続き国が管理する 必要がある場合を除 き、原則として一の都 道府県内で完結する 水系内の河川を都道 府県に移管すること とし、第1次勧告及び第 2次勧告の方向に 沿って、引き続き関係 都道府県と調整を 行った上で、できる限 り早期に結論を得る。 [地方分権改革推進 要綱(第1次)関連]	A-b-① [「移管する方向で今後 更に調整を進めていくも の」等]		A-b C	国土保全上・国民経済上重要な水系である一級水系に係る一級河川については、国が水系一貫の観点から、上下流、左右岸のバランスを図りつつ、管理を行っている。特にこのような重要な河川については、その管理に万全を期す必要があることから、全国レベルで集積した技術・経験を活用し、かつ時々刻々と変化する現場の状況を把握しつつ、自ら迅速かつ的確な対応をとっていくことが不可欠である。 地方移譲した場合は、各自治体の財政事情、組織体制等によって対応の相違等が生じ、上下流、左右岸の治水安全度の整合性等を損なう場合がある。また、緊急時を想定し、事前に河川管理施設の操作方法等の基準を定めたとしても、あらゆる事態を想定できるわけではなく、不測の事態が生じる可能性があるとともに、国の指示等を認めたとしても、国が管理を行う場合と同レベルの迅速・的確な対応を確保することは難しく、国民の生命・財産に重大な被害が生じる可能性がある。 また、日々の管理や大規模災害対応を通じて全国レベルで技術、経験を集積し、管理を行っていく仕組みを保持することが必要であり、国が唯一その役割を担っており、都道府県等に対しても、技術的支援を行っている。 大規模な水害等に対して迅速かつ的確な対応をするためには、応急対応や復旧・復興に関する技術や経験を有する相当規模の人員が必要であるが、個別の地域では、大規模な水害等は稀にしか発生せず、技術や経験を蓄積するには限界がある。 さらに、河川管理は、平常時においては、上下流、左右岸等で堤防の高さや整備の優先順位、地域や各利水者間で水利使用等をめぐり利害が対立することが多く、また、災害発生時等においては、排水機場や堰の操作等をめぐり、一刻を争う緊迫した局面での利害対立が生じる場合がある。このような場合に、一級河川について、国家的見地から調整・判断を行い、迅速に対応する必要がある。 このような特徴を有する一級河川についての事務・権限の見直しにあたっては、道州制や基礎自治体との関係、事務・権限の移管に伴う財源のあり方、職員の処遇のあり方など、政府全体として十分に議論頂くことが必要である。 こうした中においても、一つの都道府県で完結する一級河川については、引き続き国が管理する必要がある場合を除き、できる限り都道府県に移管するとの考え方に基つき、平成20年10月より、都道府県への移管に係る個別協議を実施してきたところである。今後、東日本大震災や紀伊半島豪雨災害の教訓、社会資本の老朽化問題の顕在化、地方公共団体からの直轄編入の要望等の直近の状況変化を踏まえつつ、都道府県知事、市町村長の意向も改めて確認の上、協議・調整を行っていく。	一級河川に係る事務・権限の移譲に当たっての「事務・権限の移管に伴う財源のあり方や、職員の処遇のあり方」に関する政府全体の議論については、内閣府が主導して進めていくことが必要。
3	砂防等に係る整備 等に関する計画、工 事及び管理の実施	直轄事業の要件を明 確化する。			D	直轄砂防事業等の採択基準について、通知を発出した。	

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の 見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が 特に移譲 等を要望し たもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
4	直轄国道の整備及び 保全に関する計画 並びに工事の実施 直轄国道の管理に 関する許認可等	一般国道の直轄区間の 地方への移管につ いては、主に地域内 交通を分担する道路 は都道府県が担い、 国は全国的なネット ワークの形成を図る ことを基本として、第1 次勧告及び第2次勧 告の方向に沿って、 引き続き関係地方公 共団体と調整を行っ た上で、できる限り早 期に結論を得る。 【地方分権改革推進 要綱(第1次)関連】	A-b-① 〔「移管する方向で今後 更に調整を進めていくも の」等〕		A-b C	直轄国道は、高速自動車国道と一体となって、経済・社会活動を支える全国的な大動脈としての役割を果たしており、我が国の国際物流の太宗を担っている。 こうした役割を果たすためには、国際貨物の通行機能や災害時においても通行を確保できる機能、広域的な運搬機能などの高い機能や、事故・災害に備えた24時間管理や被災した場合の迅速な応急復旧などの高い管理水準が必要である。 このような高い機能や管理水準を保つためには、国による広域的な道路管理が効率的であり、例えば、現在においても、道路情報の集中管理と広域的な情報発信等を実施するとともに、広域的な管理体制を活かし、国際貨物などの車両通行の許可に対する連携、災害時の自治体への広域的な支援などを実施しているところである。 このような特徴を有する直轄国道についての事務・権限の見直しに当たっては、道州制や基礎自治体との関係、事務・権限の移管に伴う財源のあり方、職員の処遇のあり方など、政府全体として十分に議論頂くことが必要である。 こうした中においても、主に地域内交通を分担する道路については、できる限り地方に移管するとの考え方にに基づき、平成20年10月より、都道府県・政令市への移管に係る個別協議を実施してきたところである。今後、東日本大震災の教訓、社会資本の老朽化問題の顕在化、地方公共団体からの直轄編入の要望等の直近の状況変化を踏まえつつ、都道府県知事、市町村長の意向も改めて確認の上、協議・調整を行っていく。	直轄国道に係る事務・権限の移譲に当たっての「事務・権限の移管に伴う財源のあり方や、職員の処遇のあり方」に関する政府全体の議論については、内閣府が主導して進めていくことが必要。
5	港湾等の整備及び 保全に関する計画 並びに工事に関 する事務	直轄事業の不断の見 直しを進めるため、国 際・国内海上輸送網 の拠点として必要な 港湾施設を限定する 観点から、その全国 的な配置の在り方を より明確化することと し、早急に詳細を校 討の上、遅くとも平成 22年度中に結論を得 る。			D	平成22年度において、新規の直轄港湾整備事業の対象港湾の絞り込みを実施するとともに、港湾法を改正し、港湾の種類として新たに国際戦略港湾を規定し重点投資を行っており、国際・国内海上輸送網の拠点として必要な港湾施設を限定する観点からその全国的な配置の在り方を明確化したため。	

各府省の回答(一覧)

- 本資料は、各府省から提出された「事務・権限移譲等検討シート」のうち、「検討結果(事務・権限等の区分)」、「区分の理由等」及び「備考」を抜粋したもの。
○ 事務・権限名については、平成22年見直し時のものをベースとして整理しているが、今回の回答において変更がある場合は、変更後の事務・権限名を「→」以下に記載している。

<北海道開発局>

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A—a」、「A—b—①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
1	北海道の開発に関する総合的な政策に係る計画の調査及び調整、その他当該計画の推進	北海道総合開発計画の策定からおおむね5年後の総合的な点検、必要に応じた見直し等に当たっては、分権的視点を持って取り組む。			D	平成21年工程表を踏まえ、北海道総合開発計画の中間点検の実施に当たっては、地方の意見を聴取して反映させたところ。 なお、北海道総合開発計画は、北海道の資源・特性を活かして我が国が抱える課題の解決に貢献するために国が策定する計画であり、また、道内地方公共団体等からも制度維持の要望が強いことにも鑑み、今後も国の責任において策定・推進する必要がある。このため、それに付随する調査等に係る事務は引き続き北海道開発局において実施することが適当である。	
2	国営公園の整備及び管理に関する事務(占用・行為許可等を含む) →国営公園(イ号公園のうち、一の都道府県で完結する、整備が概成した公園に限る)の管理に関する事務(占用・行為許可等を含む)	都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、関係法令の改正により、移管に必要な新たな制度を設け、都道府県との調整が図られた公園から移管する。 [地方整備局における対応する事務・権限の見直しと同じ。]	A—b—① (一の都道府県で完結する公園(ロ号公園を除く)で整備が概成した公園の管理)		A—b	都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、個別の都道府県の意向の確認を行った上で、関係法令の改正により、移管に必要な新たな制度を設け、都道府県との調整が図られた公園から移管する。	国営公園の管理に関する事務・権限の移譲に当たっての「職員の処遇のあり方や、事務・権限の移管に伴う財源のあり方」に関する政府全体の議論については、内閣府が主導して進めていくことが必要。

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したものの	今回の各府省の回答	
					区分	区分の理由等
3	河川等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施 河川等の利用、保全に関する許認可等	一級河川の地方への移管については、引き続き国が管理する必要がある場合を除き、原則として一の都道府県内で完結する水系内の河川を都道府県に移管することとし、第1次勧告及び第2次勧告の方向に沿って、引き続き関係都道府県と調整を行った上で、できる限り早期に結論を得る。 【地方分権改革推進要綱(第1次)関連】 【地方整備局における対応する事務・権限の見直しと同じ。】	A-b-① 〔「移管する方向で今後更に調整を進めていくもの」等〕		A-b C	国土保全上・国民経済上重要な水系である一級水系に係る一級河川については、国が水系一貫の観点から、上下流、左右岸のバランスを図りつつ、管理を行っている。特にこのような重要な河川については、その管理に万全を期す必要があることから、全国レベルで集積した技術・経験を活用し、かつ時々刻々と変化する現場の状況を把握しつつ、自ら迅速かつ的確な対応をとっていくことが不可欠である。 地方移譲した場合は、各自治体の財政事情、組織体制等によって対応の相違等が生じ、上下流、左右岸の治水安全度の整合性等を損なう場合がある。また、緊急時を想定し、事前に河川管理施設の操作方法等の基準を定めたとしても、あらゆる事態を想定できるわけではなく、不測の事態が生じる可能性があるとともに、国の指示等を認めたとしても、国が管理を行う場合と同レベルの迅速・的確な対応を確保することは難しく、国民の生命・財産に重大な被害が生じる可能性がある。 また、日々の管理や大規模災害対応を通じて全国レベルで技術・経験を集積し、管理を行っていく仕組みを保持することが必要であり、国が唯一その役割を担っており、都道府県等に対しても、技術的支援を行っている。 大規模な水害等に対して迅速かつ的確な対応をするためには、応急対応や復旧・復興に関する技術や経験を有する相当規模の人員が必要であるが、個別の地域では、大規模な水害等は稀にしか発生せず、技術や経験を蓄積するには限界がある。 さらに、河川管理は、平常時においては、上下流、左右岸等で堤防の高さや整備の優先順位、地域や各利水者間で水利使用等をめぐり利害が対立することが多く、また、災害発生時等においては、排水機場や堰の操作等をめぐり、一刻を争う緊迫した局面での利害対立が生じる場合がある。このような場合に、一級河川について、国家的見地から調整・判断を行い、迅速に対応する必要がある。 このような特徴を有する一級河川についての事務・権限の見直しにあたっては、道州制や基礎自治体との関係、事務・権限の移管に伴う財源のあり方、職員の処遇のあり方など、政府全体として十分に議論頂くことが必要である。 こうした中においても、一つの都道府県で完結する一級河川については、引き続き国が管理する必要がある場合を除き、できる限り都道府県に移管するとの考え方に基き、平成20年10月より、都道府県への移管に係る個別協議を実施してきたところである。今後、東日本大震災や紀伊半島豪雨災害の教訓、社会資本の老朽化問題の顕在化、地方公共団体からの直轄編入の要望等の直近の状況変化を踏まえつつ、都道府県知事、市町村長の意向も改めて確認の上、協議・調整を行っていく。
4	指定河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施	道州制特区制度による取組みを着実に推進する観点から、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定に基づき、平成22年度以降、指定河川に係る事務・事業を北海道に委譲する。	A-b-①		D	「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律」の規定に基づき、平成22年度から指定河川に係る事務・権限を北海道に移譲している。
5	砂防等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施	直轄事業の要件を明確化する。 【地方整備局における対応する事務・権限の見直しと同じ。】			D	直轄砂防事業等の採択基準について、通知を発出した。

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したものの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
6	直轄国道の整備及び保全に関する計画並びに工事の実施 直轄国道の管理に関する許認可等	一般国道の直轄区間の地方への移管については、主に地域内交通を分担する道路は都道府県が担い、国は全国的なネットワークの形成を図ることを基本として、第1次勧告及び第2次勧告の方向に沿って、引き続き関係地方公共団体と調整を行った上で、できる限り早期に結論を得る。 【地方分権改革推進要綱(第1次)関連】 【地方整備局における対応する事務・権限の見直しと同じ。】	A-b-① (「移管する方向で今後更に調整を進めていくもの」等)		A-b C	直轄国道は、高速自動車国道と一体となって、経済・社会活動を支える全国的な大動脈としての役割を果たしており、我が国の国際物流の太宗を担っている。 こうした役割を果たすためには、国際貨物の通行機能や災害時においても通行を確保できる機能、広域的な連携機能などの高い機能や、事故・災害に備えた24時間管理や被災した場合の迅速な応急復旧などの高い管理水準が必要である。 このような高い機能や管理水準を保つためには、国による広域的な道路管理が効率的であり、例えば、現在においても、道路情報の集中管理と広域的な情報発信等を実施するとともに、広域的な管理体制を活かし、国際貨物などの車両通行の許可に対する連携、災害時の自治体への広域的な支援などを実施しているところである。 このような特徴を有する直轄国道についての事務・権限の見直しに当たっては、道州制や基礎自治体との関係、事務・権限の移管に伴う財源のあり方、職員の処遇のあり方など、政府全体として十分に議論頂くことが必要である。 こうした中においても、主に地域内交通を分担する道路については、できる限り地方に移管するとの考え方にに基づき、平成20年10月より、都道府県・政令市への移管に係る個別協議を実施してきたところである。今後、東日本大震災の教訓、社会資本の老朽化問題の顕在化、地方公共団体からの直轄編入の要望等の直近の状況変化を踏まえつつ、都道府県知事、市町村長の意向も改めて確認の上、協議・調整を行っていく。	直轄国道に係る事務・権限の移譲に伴う財源のあり方や、職員の処遇のあり方に関する政府全体の議論については、内閣府が主導して進めていくことが必要。
7	開発道路の整備及び保全に関する計画並びに工事の実施	道州制特区制度による取組みを着実に推進する観点から、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定に基づき、平成22年度以降、開発道路に係る事務・事業を北海道に委譲する。	A-b-①		D	「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律」の規定に基づき、平成22年度から開発道路に係る事務・権限を北海道に移譲している。	
8	港湾等の整備及び保全に関する計画並びに工事等に関する事務	直轄事業の不断の見直しを進めるため、国際・国内海上輸送網の拠点として必要な港湾施設を限定する観点から、その全国的な配置の在り方をより明確化することとし、早急に詳細を検討の上、遅くとも平成22年度中に結論を得る。 【地方整備局における対応する事務・権限の見直しと同じ。】			D	新規の直轄港湾整備事業の対象港湾の絞り込みを実施し(平成22年8月3日)、国際・国内海上輸送網の拠点として必要な港湾施設を限定する観点からその配置の在り方を明確化したため。	

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
9	土地改良事業等の実施(直轄事業の調査、計画等) 土地改良事業等の実施(直轄事業の実施) →・土地改良事業等の実施(直轄事業の調査、計画等) ・土地その他の開発資源の調査に関する事務 ・直轄事業の実施や国有財産である国営造成施設の利活用に必要な農業水利調整 ・土地改良事業等の実施(直轄事業の実施)	土地改良区等の受益者や施設管理者及び関係地方公共団体の合意を得た上で、直轄事業の対象施設の見直しについて検討することとする。 [地方農政局における対応する事務・権限の見直しと同じ。]			B	国営土地改良事業については、土地改良長期計画、大規模災害復旧における国の役割、地方からの意見等を踏まえつつ、引き続き、地方公共団体からの要望があれば、基幹的役割の比較的小さい農業水利施設の財産権、水利権等を含む施設の維持・管理・更新に係る事務について移譲するための個別協議を試行的に行い、その状況を踏まえて移譲の可否について判断する。さらに、広域的な実施体制の進行に応じて、財産権等の追加的な移譲の課題を議論する。	

各府省の回答(一覧)

- 本資料は、各府省から提出された「事務・権限移譲等検討シート」のうち、「検討結果(事務・権限等の区分)」、「区分の理由等」及び「備考」を抜粋したもの。
○ 事務・権限名については、平成22年見直し時のものをベースとして整理しているが、今回の回答において変更がある場合は、変更後の事務・権限名を「→」以下に記載している。

<地方運輸局>

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の 見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が 特に移譲 等を要望し たもの	今回の各府省の回答		移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
					区分	区分の理由等	
1	総合的・基本的な政策 の企画立案、横断的な 公共交通活性化施策 の総括		A-b-① (市町村の自主性・独立性 が高められるよう、求めら れた場合を除き、指導・助 言等の関与は行わない。)	○	A-b (自家用 有償旅客 運送(市 町村)に係 る権限の 移譲) B (地域公 共交通に 関する制 度的枠組 みの構築)	過疎地域の移動手段、介護等福祉を支える輸送といった地域住民の生活維持に必要な自家用有償旅客運送に関する事務・権限については、地域で判断できる裁量を拡大するため、希望する市町村に移譲する。(今後具体的な方法等につき検討) また、上記に併せて、住民の移動手段の確保に係る課題の根本的な解決のためには、自家用有償旅客運送のみならず民間バスなどの地域交通の担い手全体を巻き込んで、地域が主体となって望ましい交通ネットワークの形成を実現していくことが必要である。地域の交通ネットワークの構築という観点においては、もともと自治体を中心とした地域の主体的な取組が期待されており、一部の自治体では望ましい交通ネットワークを形成しようとしているが、それを実現するための枠組が不十分となっている。このため、地域の交通ネットワークの形成に関する主体的な取組を可能とするよう、自治体、事業者等地域の関係者の適切な役割分担の下で、その実効性を高める新たな制度的枠組の構築を検討する。 自動車運転代行業については、都道府県公安委員会が事業者の認定を行い、地方運輸局は利用者保護の観点から認定に際して保険加入等を確認するために協議を受けること等とされているが、自動車運転代行業に関する事務を都道府県が自主的かつ総合的に実施できるようにするため、自動車運転代行業に係る地方運輸局の権限については、都道府県に移譲する方向で検討する。 自動車道事業については、観光道路など地域に密着した輸送サービスとして利用されていることから、一の都道府県内で完結する自動車道事業に係る地方運輸局の権限については、希望する都道府県に移譲する方向で検討する。 地域公共交通確保維持改善事業における業務については、本省で実施しており、地方運輸局は、本事業の執行に関し、申請者であるバス事業者等の便宜を図るため、申請書類の受付・送付など本省の補助的業務のみを行っているにすぎないことから、引き続き地方運輸局で実施する。 これまでも、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第8項に基づく地域公共交通総合連携計画の送付を受けた時の地方運輸局の助言については、計画の作成主体である市町村の自主性・独立性が高められるよう、市町村から求めがなければ行わないこととしており、今後も従前どおりとする。	自動車運転代行業、自家用有償旅客運送及び自動車道事業に係る地方公共団体への権限の移譲に際しては、法目的の適切な実現の観点から、当該地方公共団体における執行体制等を考慮しつつ、移譲の具体的な方法等について検討が必要。
2	旅客自動車運送事業 の許認可等 ・バス事業 ・タクシー事業 →旅客自動車運送事 業の許認可等	自家用有償旅客運 送及び自動車運転代 行業に関する事務・ 権限を都道府県に移 譲する。 また、一の都道府県 内で完結する自動車 道事業に関する事 務・権限を都道府県 に移譲する。	A-a (運転代行業) A-b-① (自家用有償旅客運送、一 の都道府県にある自動車 道事業)	○	A-a (自動車 運転代行 業に係る 権限の移 譲) A-b (自動車 道事業に 係る権限 の移譲) C (自動車 運送事業 に関する 助成) D (地域公 共交通総 合連携計 画に係る 地方運輸 局の助 言)		
3	自動車運送事業に対 する助成			○			

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の 見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が 特に移譲 等を要望し たもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
4	観光振興等(民間に関する助成、国際観光振興、地域に対するコンサルティング等)(観光圏整備実施計画の認定権限を含む。)→観光振興等(民間に関する助成、国際観光振興、地域に対するコンサルティング等)	都道府県が定める外客来訪促進計画の策定・変更(税制特例に関する事項等を除く。)に係る国との同意を要する協議を廃止し、通知とする。また、地域の観光振興に関する国の役割は、国際観光振興の観点から、地域が行うことのできない全国的視点に立った先端的、モデル的な取組みなどに限定する。【地方分権改革推進要綱(第1次)関連】	A-b-① (専ら地域固有の発意による創意工夫が活かせる地域振興的な取組みで一の都道府県内の地域に係るものは、求めがなければ行わないこととし、一都道府県内の観光圏整備実施計画の認定権限について原則希望する都道府県への移譲を図る。)		D	これまでも、国際観光振興に関する施策については全国的観点から先進的取組等を対象に行うとともに、一の都道府県内の地域に係る地域振興的な取組については求めがなければ行わないこととしており、今後とも従前どおり真に国として行う必要がある施策に対象を限定することとしているため。 また、観光圏整備実施計画の認定に係る事務については、観光庁において一元的に実施することとしたため。	
5	中小企業等協同組合法等の権限		A-b-① (中小企業等協同組合等の権限について、原則希望する都道府県への移譲を図る。)		A-b	地方運輸局は、中小企業等協同組合等のうち、国土交通省の所管に属する事業者が組合員の資格として定款に定められる事業又は組合の行う事業となっているものの一部に係る設立認可、報告受領等の事務を行っているが、その地区が都道府県の区域を超えないものについては、希望する都道府県に対する事務・権限移譲の対象とする。	

各府省の回答(一覧)

- 本資料は、各府省から提出された「事務・権限移譲等検討シート」のうち、「検討結果(事務・権限等の区分)」、「区分の理由等」及び「備考」を抜粋したもの。
○ 事務・権限名については、平成22年見直し時のものをベースとして整理しているが、今回の回答において変更がある場合は、変更後の事務・権限名を「→」以下に記載している。

<地方環境事務所>

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
1	家電リサイクル法の報告徴収・立入検査	一の都道府県内等にあるのみ事務所等がある小売業者に対する家電リサイクル法上の報告徴収、立入検査の権限を、都道府県等に付与する。	(一つの都道府県を超える場合) A-a		(一つの都道府県を超える場合) C	全国に事業所を持つ事業者等が個別リサイクル法に反する行為を行った場合や、対応の遅滞によって環境への著しい影響が懸念されるような行為を事業者等が行った場合には、都道府県ごとの対応の差異や行政による対応の遅滞によって、国民の財産の保護や法益の確保に著しい支障が生じることから、個別リサイクル法に基づく報告徴収及び立入検査は、引き続き国が実施することが必要である。 また、個別リサイクル法に基づくリサイクル制度は、国民や事業者等から全国一律のリサイクル料金を徴収して運用しており、当該料金に対するサービスの質を厳格かつ一律に維持する上で、国の責任ある対応が求められることから、引き続き国による実施が必要である。 ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県(※)にある場合の報告徴収及び立入検査については、都道府県に並行権限を付与することを検討。 ※小型家電リサイクル法においては、再商品化事業計画の認定の基準の一つとして事業者等が収集を行う区域が原則3都府県以上となることを定めており、例外として、北海道又は沖縄県については単一道県での事業計画認定をしようとしている。従って、小型家電リサイクル法において、「事業所が一の都道府県にある場合」が想定されるのは、北海道又は沖縄県のみである。	共管省庁(経済産業省、農林水産省、財務省、厚生労働省)も同様に都道府県に権限付与する必要がある。
2	容器包装リサイクル法の報告徴収・立入検査		(一つの都道府県を超える場合) A-a		(一つの都道府県を超える場合) A-a		
3	食品リサイクル法の報告徴収・立入検査		(一つの都道府県を超える場合) A-a				
4	自動車リサイクル法の報告徴収・立入検査		(一つの都道府県を超える場合) A-a				
5	小型家電リサイクル法の報告徴収・立入検査						
6	オフロード法に基づく技術適合命令、当該命令に係る使用者に対する報告徴収・立入検査 →特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく技術基準適合命令、当該命令に係る使用者に対する報告徴収・立入検査	法施行の状況を踏まえつつ、特定特殊自動車の使用者に対する権限を都道府県に付与することとし、平成23年度中を目途にその詳細を検討し、結論を得る。	A-a (製造業者の規制のために必要な、使用者への立入等は除く。)		A-a (製造業者の規制のために必要な使用者への立入等は除く。)	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく技術基準適合命令、当該命令に係る使用者に対する報告徴収・立入検査に関する権限については、地方環境事務所の事務から外し、地方公共団体に移管する。 本省の事務である製造業者等への規制(法第13条の改善命令等)のために、使用者に対する報告徴収及び立入検査が必要な場合には、本省において行うものとする。	管内の一部の行政区域のみに移管した場合、残る区域の対応のため引き続き環境事務所においても体制が必要となるため、全国一律一斉の事業移管が必要。 また、移管に当たっては、検査体制の構築(測定機器の整備、検査技術の習得、予算の確保等)が前提となる。

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し 内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」 「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特 に協議等を要 望したもの	区分	今回の各府省の回答 区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
7	土壌汚染対策法に基づく指定調査 機関の指定、監督	一の都道府県内で調査 を行う指定調査機関に移 譲するもの、都道府県に移 譲する。	A-a (一の都道府県内で調査 業務を行う場合)		A-a (一の都 道府県 内で調 査業務 を行う場 合) C (複数の 都道府 県内で 調査業 務を行う 場合)	複数の都道府県内で広域的に調査業務を行う指定調査機関の場 合、その指定・監督を都道府県が行うとすると、事業者は調査を行う すべての都道府県から指定・監督を受けることとなる。指定調査機関 が一の都道府県において、土壌汚染対策法第42条の取消要件に該 当することとなった場合、当然に他の都道府県でも指定の取消を行う 必要があるが、そういった情報に限り、都道府県間及び都道府県と国 との間の連絡調整に時間を要することになり、迅速かつ効率的な監督 処分をするのが困難になることが予想され、例えば、他県において 取消処分を受けた事業者が別の都道府県では指定を受け続けるよう な事態が生じてしまう可能性がある。また、事業者が各都道府県に指 定の申請をすることとなると事業者に対して著しい負担を強いること となる。 従って、一の都道府県内で調査業務を行う場合は、地方公共団体 に事務を移管。複数の都道府県内で調査業務を行う場合には、環境 省において事務を行うこととする。	
8	石綿健康被害救済法による申請の 経由 →環境省関係石綿による健康被害 の救済に関する法律施行規則(平 成18年環境省令第3号)第25条第1 項に規定する申請等の経由に係る 事務		A-a		B	○石綿健康被害救済法に基づき認定の申請については、同法施行規 則第25条の規定に基づき、地方環境事務所を経由して、また、独立 行政法人環境再生保全機構第10条の2第1項及び石綿健康被害救 済法施行規則第28条第2項の規定に基づき環境大臣が指定する者 (各自治体の意向を聞き取り、各地の保健所、他、一部都道府県や 政令市等を指定している)を経由して、環境再生保全機構に提出する ことができることとされている。 ○このうち、地方環境事務所の行う認定申請の受付・経由の事務に ついては、 ・石綿健康被害救済法は、国の責務で、行政的な石綿健康被害者の 救済措置を講ずることとしたものであることから、その認定の申請の 受け付けについても、まずは国の責務として行うべきであること。 ・申請者が迅速に救済(認定の可否の判断)を受けられるよう、申請 者の便宜を第一に考え、国・地方自治体を問わず、可能な限り幅広 い行政窓口で認定申請を受け付けることが適切であること。 から、引き継ぎ、維持することが適当である。 ○地方環境事務所が認定申請を受け付けて経由するという制度を維 持することを前提として、 ・独立行政法人環境再生保全機構第10条の2第1項及び石綿健康 被害救済法施行規則第26条第2項の規定に基づき環境大臣が指定 する者として、より広く地方自治体や関係機関を指定することとすこ とについては、積極的に協力させていただきたい。	施行規則第26条運用見直し
9	「循環型社会形成推進協議会」への 参加		A-a		D	平成21年度から実施済み。	
10	環境教育(最新の科学的知見の発 信など) →環境教育・環境保全活動の推進	国の役割を、全国統一的 に推進した方が効果的な もの又は地域が行うこと のできない全国的現点に 立った先端的、モデル的 なものに限定する。			D	措置済み	